

3. 自然と人間との共生の確保

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生

中海水質浄化対策推進

1 事業の目的

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、湖沼水質保全計画を策定し、各種水質保全施策を総合的かつ計画的な推進を図る。

2 現状及び課題

湖沼環境基準の達成には至っておらず、平成16年度には第4期計画を策定し、関係機関、関係市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、引き続き浄化対策を推進している。

3 事業内容

1. 下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第4期「中海に係る湖沼水質保全計画」(平成16～20年度)の推進
2. 中海水質改善対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)における一層の水質改善のための方策の検討
3. 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町)の運営
4. 住民参加型の水質調査等の実施

平成20年度の実績

- 第4期「中海湖沼水質保全計画」に基づき生活排水処理施設の整備等各種浄化事業を推進した。
- 中海水質改善対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町で構成)を開催し、水質改善措置等を検討・協議した。
- 中海水質汚濁防止対策協議会(鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町で構成)の運営を通じて、水質浄化に向けた各方面の取組を促進した。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

中海の水質浄化と賢明利用事業

1 事業の目的

NPO 法人などの活動や効果の情報、中海の現状、関係行政機関の取組みを住民へ提供するとともに、住民参加型の水質調査を実施して自然再生活動の輪を流域全体に拡大する。

2 背景、現状、及び課題

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

1. 平成 17 年 11 月ラムサール条約の登録を受け、賢明利用と環境保全が大きな課題。
2. 湖沼水質保全計画に基づき水質浄化対策を実施しているが全体的に横ばいの状態。
3. 今後、中海の自然再生を進展させていく上では地域住民の参加が不可欠であり、関心を高めていく必要がある。
4. NPO、住民団体等による取り組みが進展しつつあるが、広く地域住民の活動になったとは必ずしもいえない。
5. 賢明利用については、観光やレクリエーションでの活動支援が課題。

3 事業の内容

1. 中海エコ活動レポートの作成
中海の現状、NPO 法人などの活動や効果、関係行政機関の取り組み等を掲載したリーフレットを発行。
2. 住民参加型の水質調査
中海流入河川調査、湖沼環境モニター（五感により湖沼の環境を採点）。
3. 中海沿岸の環境モニタリング事業
身近な中海沿岸 7 箇所において、水質等のモニタリング調査を実施。
4. 中海の自然再生協働事業
(1) 中海の再生と賢明利用をテーマに住民座談会を開催し、意見交換の実施。
(2) 中海ポスターコンクールの鳥取県知事賞を創設。

平成 20 年度の実績

- 1 中海エコ活動レポートの発行
NPO、関係行政機関の取組などを掲載した情報誌を鳥根県と共同で発行した。
(2 回:10 月、3 月)
- 2 中海ポスターコンクールの表彰
NPO が主催する子ども達を対象とした中海ポスターコンクールに西部総合事務所長賞を提供した。
- 3 中海湖沼環境モニターの実施
H19 年 10 月～H20 年 9 月までの調査結果を報道機関、ホームページを通じて県民に広報した。
- 4 中海の再生と賢明利用を考える会
ラムサール条約登録後 3 年経過を踏まえて、鳥根県と協働で、鳥取・鳥根両県の住民団体の活動発表などを行い、両県の住民団体の交流を行った。
- 5 中海湖岸のモニタリング調査の実施
NPO などの取り組みが実施されている中海の湖岸 7 地点(各 4 回)で水質調査を開始し、ホームページで調査結果を情報提供した。

●担当:西部総合事務所 生活環境局 環境・循環推進課環境衛生係 電話 0859-31-9350

参考 URL

西部総合事務所の web サイトより

「生活環境局」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

アマモとサルボウを用いた中海の水質浄化に関する研究

1 事業の背景

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

1. これまで中海の水質浄化を目的として流入負荷の削減を中心とした施策が講じられてきたが、未だ環境基準は達成されていない。
2. その理由のひとつとして生物の激減によって、これらによる水質浄化能が失われてきたことによると考えられる。
3. したがって、かつて中海に生息していたアマモ類・サルボウ等生態系の回復を視野に入れた水質浄化手法を検討する必要がある。

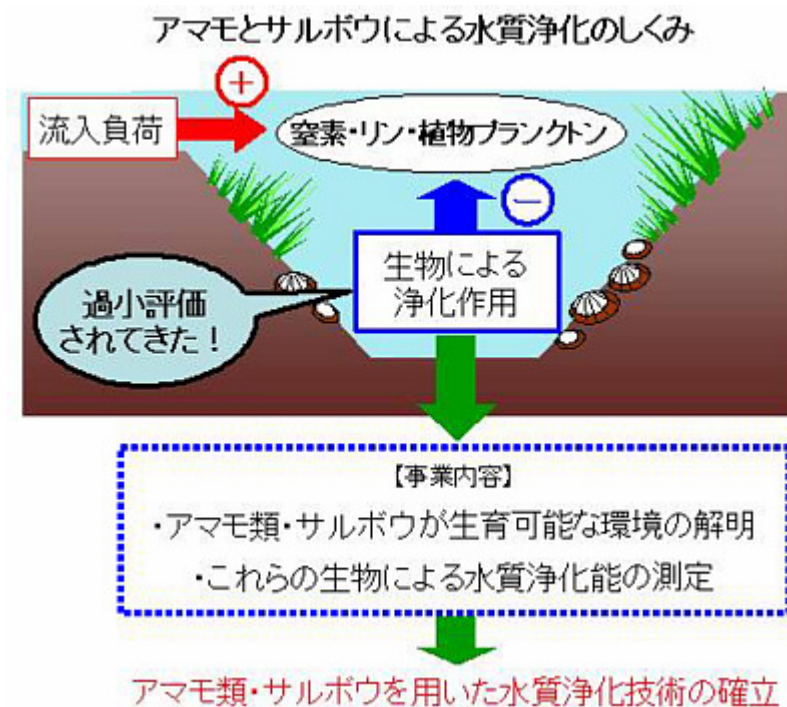
2 事業内容

今後の水質浄化施策に活用するためにアマモ類(アマモ・コアマモ)・サルボウを用いた水質浄化技術の検討を行う。

1. 現地調査、室内実験による生育可能域の推定、及びその確認
2. 室内・室外実験(現場での移植実験等)による水質浄化能の測定

3 効果

1. アマモ場の再生による生態系回復。
2. アマモ類とサルボウの分布拡大による水質浄化効果。
3. 水産振興、住民活動の支援等の地域貢献。



平成 20 年度の実績

- コアマモの中海承水路への移植を試み、コアマモの定着を確認した。
- 水路で育成したコアマモから、種子の採取と発芽を認めた。
- 中海におけるサルボウの育成可能な環境を、塩分躍層の下部 (>4~5m) で、貧酸素にならない水域と推定した。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境室 電話 0858-35-5417

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

中海生態系の長期変動と研究成果の活用方法に関する研究

1 事業の現状・目的・効果

- (1) 中海生態系は 20 世紀に著しく衰退した後、回復の兆しが見えない。
- (2) さらに、降水量の変動や海面上昇に代表される近年の環境変動が、中海生態系に新たな変化を引き起こす恐れがある。
- (3) したがって、中海生態系の管理には、過去における生態系の衰退と今日における環境変動の影響を考慮に入れなければならない。
- (4) また、生態系の管理には住民の理解が不可欠なため、中海生態系に関する情報を積極的に公開する必要がある。

2 事業内容

中海生態系が過去に衰退した過程を明らかにすると同時に、今日の環境変動が将来の中海生態系にどのような変化を生み出すのかを予測し、中海生態系の長期的な管理法を提言。

1. 過去 100 年間に中海生態系がどのように衰退したのかを、底質コア試料等を用いて明確化。
2. 降水量の変動や海面上昇をはじめとする近年の環境変動が、将来の中海生態系にどのような変化を生み出すのかを近年の環境・生物データを用いて予測。
3. 以上の成果を長期的な中海生態系の管理のための資料とする。さらに、成果を中海環境 GIS にまとめて、県 HP 上の「とっとり web マップ」を用いて一般に公開。

平成 20 年度の実績

- 1 底質コア試料と文献資料の分析を通じて、中海の貧酸素水域は 20 世紀初頭に弓ヶ浜半島沖で発生した後、時計回りに拡大、この過程でサルボウの分布域・漁場が縮小していったことが判明した。
- 2 上記の分析の中で、中海の汚濁化が急速に進んだと言われている昭和 30 年代は、大根島以南の水域が全て貧酸素化したタイミングであったことが併せて判明した。
- 3 東郷池に関して前年度に行った文献調査の成果を関係機関に提供、これを踏まえた東郷池の水草刈りとその肥料活用が湯梨浜町民により実施された。

●担当：生活環境部 衛生環境研究所 水環境室 電話 0858-35-5417

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

中海漁場環境調査

1 事業の目的・効果

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

中海の漁場環境や本県水産資源の育成場としての実態を明らかにし、水産資源の有効利用や漁場環境の保全・改善等、水産振興策を検討するための基礎情報を得るとともに、本庄工区開削の影響把握に備える。

2 事業内容

1. アマモ場の分布実態の把握
アマモ場の分布範囲や季節的な消長を調査
2. 魚類幼生の育成場としての機能調査
毎月のネット調査により、魚類の幼生出現状況をモニタリング
3. 水質や底質の調査
塩分・水温・溶存酸素量などの水質や、底質の汚れ具合などを調査
4. 底性生物分布調査
アサリなどの有用貝類、その他の小型底性生物の分布状況を調査
5. 漁業実態調査
漁業による中海の利用実績の調査

平成 20 年度の実績

1 調査内容の概要

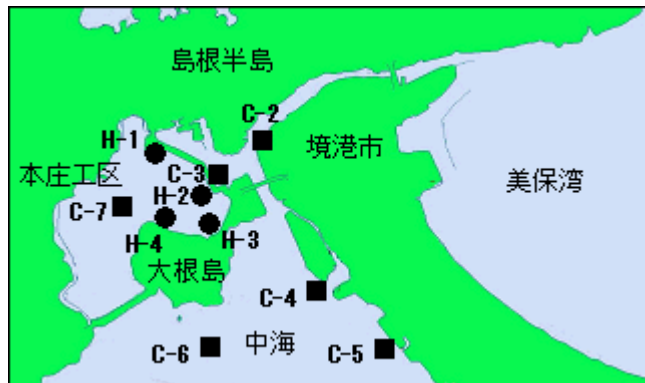
(1) 定期調査

図 1 に示した定点を設定し、以下のような調査を月 1 回実施した。

C2~5: 水質、底質、底性生物、ラーバネット、サーフネット(C2、C5 のみ)

C6~7: 水質、ラーバネット(2 ヶ月に 1 回、島根県調査船で実施)

H1~4: サーフネット



中海定点	
C-2 外江沖	H-1 森山堤北
C-3 江島北	H-2 森山堤南
C-4 空港沖	H-3 江島南
C-5 崎津沖	H-4 大根島
C-6 中海湖心	
C-7 本庄工区内	

図 1 調査地点

2 調査結果の概要

(1) 有用魚介類調査

中海の刺網漁業者に操業野帳の記載を依頼し、スズキ、ボラ等の漁業資源の利用実態を把握した。

操業海域については、鳥取県水域では約 4 割であり、約 6 割は島根県水域で操業していた。また重要魚種としては、ボラ、スズキが挙げられ、夏期のシジミ、冬期のハゼが季節的な重要魚種であることが判明した。

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

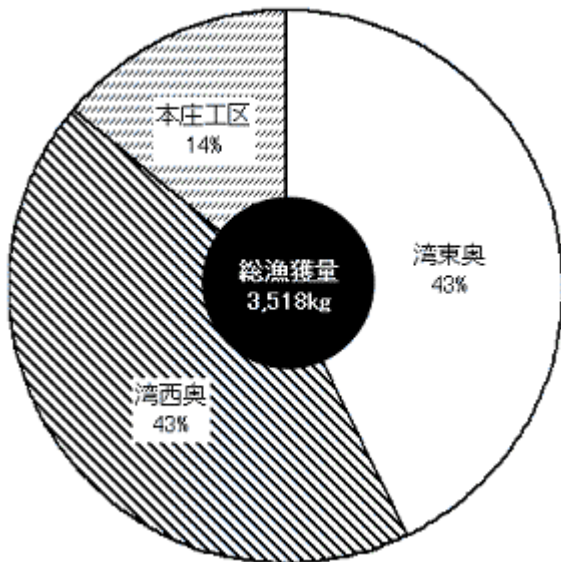


図2 操業場所別漁獲量 (H20.3~12月)

表1 標本船の月別魚種別漁獲量 (H20.3~12月)

	ボラ	スズキ	セイゴ	シジミ	ごず マハゼ	コノシロ	いなぼ ウキゴリ	アカエイ	チヌ	コチ	計
3月	227	86	122			104				8	547
4月	105	312	194	5		10		47			674
5月	6	118	190	5			27		40		386
6月		5	17	30			70	17			139
7月	34	3	9	120			12		17		195
8月	145	4	15	85							248
9月	491	60	37					27	7	2	623
10月	401	18	20								439
11月					101						101
12月	99	8	17		45						168
計	1,506	612	621	245	146	114	109	91	64	10	3,518
割合	42.8%	17.4%	17.7%	7.0%	4.1%	3.2%	3.1%	2.6%	1.8%	0.3%	100.0%

(2) 環境

江島を境界に、中海内部では溶存酸素の乏しい水塊が恒常的に存在し、劣悪な漁場環境であることが分かった。一方江島大橋より外側(境水道)では、比較的貧酸素の影響が少ない傾向が認められた。

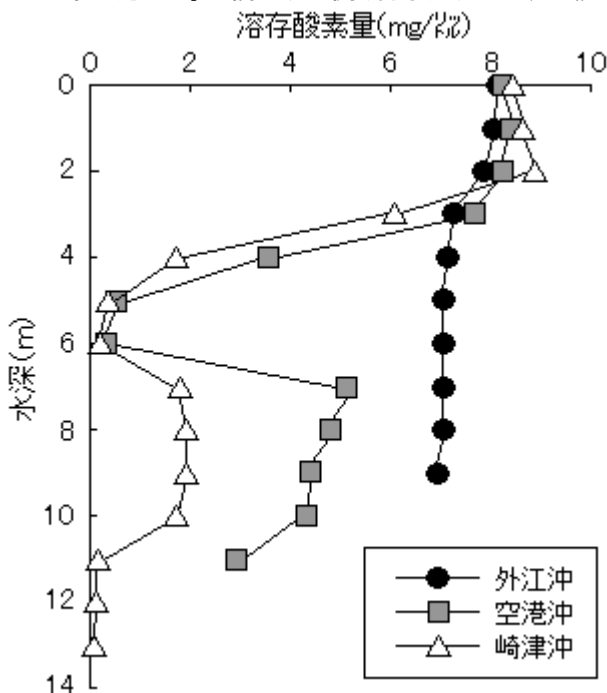


図3 H20年7月における定点 C2、C4、C5 の水深別 D.O. (溶存酸素量) の推移

(3) 育成場調査

・ラーバネット調査

湾東奥部のような貧酸素水塊が存在する水域(C4、C5)では、塩分的な条件としては、多くの海産魚類の稚魚が生息できる場所でもあるにもかかわらず、稚魚の分布量や稚魚の出現種数(多様性)がかなり貧弱な状態であることが判明した。

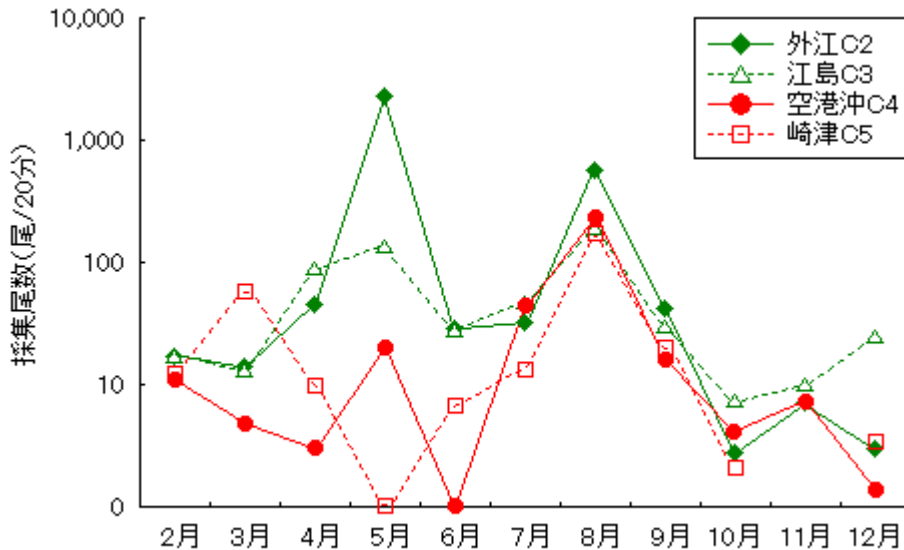


図4 ラーバネットで採集された仔稚魚の月別推移(H18.4~H20.12 月別平均値)

・サーフネット調査

アマモが繁茂する2月から6月にかけて、稚魚の採集数は、非アマモ場に比べアマモ場で概ね多い傾向が伺え、年間をとおしての採集数の合計は、アマモ場が8,875尾/6分曳と非アマモ場の2,877尾/6分曳の約3倍となった。また、採集種数に関しても同様にアマモ場で多くの魚種が採集され、アマモ場において47種が採集されたのに対し、非アマモ場では30種となった。

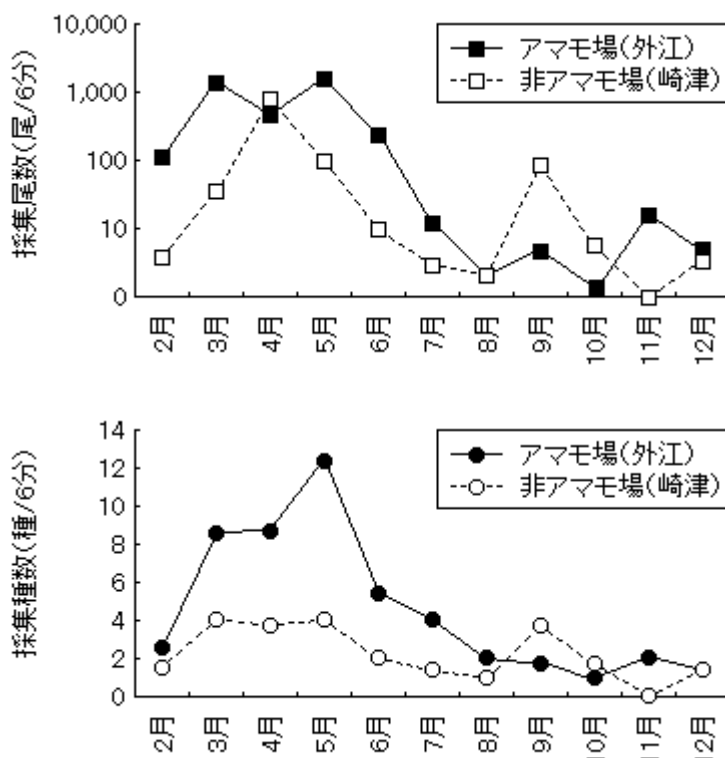


図5 アマモ場、非アマモ場におけるサーフネットによる採集尾数(上図)と採集種数(下図)の月別推移(H18-20の平均値)

●担当:農林水産部 水産振興局 水産試験場 沿岸漁業部 増殖技術室 電話 0858-34-3321

参考 URL

鳥取県水産試験場の web サイトより

「鳥取県水産試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101098>

東郷池水質浄化対策推進

1 事業の現状・効果

1. 東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水処理施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきたが、現在のところ、湖沼環境基準の達成には至っていない。
2. このような状況から、東郷池のなお一層の水質改善を図るため、平成 18 年度に東郷池水質管理計画を策定し、関係機関、事業者及び住民等の連携のもと、浄化対策を総合的かつ計画的に推進している。

2 事業内容

1. 生活排水対策等各種浄化施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」(平成 18～27 年度)の推進
2. 東郷池湖上観察会

平成 20 年度の実績

第 1 期「東郷池水質管理計画」に基づき各種浄化施策を推進した。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより

「水環境」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

東郷池におけるピコプランクトンの増殖特性に関する研究

1 事業の背景・目的

東郷池は、流域下水道整備等種々の施策を講じたにもかかわらず水質浄化の顕著な効果がみられない。その理由のひとつに、今まで注目していなかったピコプランクトンの存在とその増殖が考えられる。

そのため、ピコプランクトンの増殖特性や水質への影響を明らかにし、生態系保全を視野に入れた効果的な水質浄化対策等を検討する必要がある。

2 事業内容

これまでの研究で、東郷池湖水中のピコプランクトン(シネココッカス、シネコキスティス)の存在が明らかになったことから、その増殖特性と水質汚濁への影響等を解明するために次のことを行う。

1. 東郷池湖水からピコプランクトンを単藻分離し、培養。
2. 単藻分離したピコプランクトンを用いて藻類培養試験等を実施し、増殖特性を明確化。
3. 1. 2. で得られた知見を水質浄化対策や望ましい生態系保全のための施策検討の基礎資料を作成。

平成 20 年度の実績

- 1 単藻分離したピコプランクトンの最大増殖塩分範囲は、海水濃度で 30～50%であった。また、至適増殖水温は、25～30℃であった。
- 2 ピコプランクトンは、調査期間中の全 Chl-a の 20～40%程度を占めており、その季節的な出現に顕著な傾向は認められなかった。
- 3 東郷池の懸濁態 COD の割合は、全 COD の 40%(期間平均)程度を占めていた。そこからピコプランクトンの水質汚濁の寄与度を考慮すると、ピコプランクトンの占める割合は、それほど高くないと考えられる。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境室 電話 0858-35-5417

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

湖山池水質浄化対策推進

1 事業の目的

湖山池の水質保全のため、平成 3 年度に湖山池水質管理計画(第 1 期)を策定し、下水道整備等の各種浄化施策を総合的かつ計画的な推進を図る。

2 現状及び課題

湖沼環境基準の達成には至っておらず、平成 13 年度には第 2 期計画を策定し、関係機関、関係市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、引き続き浄化対策を推進している。

3 事業内容

下水道の整備等各種浄化施策をとりまとめた第 2 期「湖山池水質管理計画」(平成 13～22 年度)の推進

平成 20 年度の実績

第 2 期「湖山池水質管理計画」に基づき下水道の整備等各種浄化施策を推進した。

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話 0857-26-7197

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより
「水環境」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

統合河川環境整備事業 湖山池

1 事業の目的・効果

【事業の背景・現状・課題】

湖山池に流入する生活排水及び産業排水等により、池の水質は悪化し、富栄養化に伴う有機汚泥が堆積し、汚泥からの栄養塩類の溶出が進んでいる。

【事業の目的・効果】

水質悪化が池の水を利用する者や市民から懸念されており、湖山池水質管理計画(第2期)で目標としている水質基準を未だ達成していない。

そのため、池底に堆積している栄養塩類を含んだ底泥を浚渫することにより、池内の水質浄化を図る。

2 事業内容

- ・浚渫土処分、処分地復旧

平成 19 年度実績

底泥浚渫 V=6,400m³

平成 20 年度の実績

浚渫土処分、処分地復旧工 一式

●担当: 県土整備部 河川課 計画係 電話 0857-26-7374

参考 URL

鳥取県河川課の web サイトより

「鳥取県県土整備部河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

湖山池水辺環境整備事業(湖山池水質浄化施策検討事業)

1 事業の目的・効果

【事業の背景・現状・目的】

湖山池公開討論会で市民合意を得た、水質浄化の基本方針「湖山池を汽水湖として再生する」を実現するため開始した、塩分導入実証試験をはじめ、湖山池で展開されている浄化に対する取組について、公開の場で意見交換を行い、今後の湖山池の水質浄化について検討する。

【事業の効果】

- (1) 湖山池の水質浄化に係る総合的な検討、効果的な施策等の検討を行うにあたって、県民・有識者の幅広い意見を浄化施策に反映させることができる。
- (2) 湖山池周辺自治会の水質浄化に対する取組を紹介することで、県民の水質浄化に対する意識を高めることができる。

2 事業内容

- ・湖山池の水質浄化に対する住民及び行政の取組を紹介して意見交換を行い、施策に反映

- ・住民へ浄化に関する啓発の推進

平成 19 年度実績

第 7 回湖山池水質浄化 100 人委員会を開催

平成 20 年度の実績

第 8 回湖山池水質浄化 100 人委員会開催 : 平成 20 年 7 月 26 日(土)

●担当: 県土整備部 河川課 計画係 電話 0857-26-7374

参考 URL

鳥取県河川課の web サイトより

「鳥取県県土整備部河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

湖山池におけるカビ臭原因プランクトンの増殖特性に関する研究

1 事業の背景・現状・効果

湖山池の水質は環境基準未達成の状況であり、植物プランクトンの異常増殖は、水質汚濁の一因にもなっている。

近年、「カビ臭問題」として、植物プランクトンの一種がカビ臭物質を生産することが問題となっており、湖山池でも顕在化している。

そこで、カビ臭原因プランクトンの増殖特性を明かとし、カビ臭原因プランクトンの増殖を抑えることができれば、「カビ臭問題」の対策に資することができる。

2 事業内容

湖山池のカビ臭原因プランクトン削減対策を検討する上で、必要な情報となるプランクトン増殖特性を明らかにするための以下のことを行う。

1. 湖山池のカビ臭原因プランクトンの定期観測
2. カビ臭原因プランクトンの単藻分離
3. カビ臭原因プランクトンの培養条件の検討
4. カビ臭原因プランクトンの環境要因変化(温度・塩分・光度等)による増殖特性の検討
5. カビ臭原因プランクトンの微量成分変化(金属・EDTA 等)による増殖特性の検討

平成 20 年度の実績

- 1 カビ臭(2-MIB(2-メチルイソボルネオール))は、植物プランクトンが産出しおり、そのプランクトン種はプランクトスリックスであった。
- 2 カビ臭原因プランクトンは、高塩分でも増殖可能であることが分かった。
- 3 植物プランクトンの増殖に係る重要な要素となる「水温」、「塩分」、「栄養塩類」について、近年の湖山池での環境変動とカビ臭原因プランクトン発生との関係について解析を行ったが、現時点では明確な因果関係は認められなかった。

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
 「衛生環境研究所」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

内水面漁場環境保全事業

1 事業の背景・目的

毎年、湖岸、湖底清掃を実施しているが、回収されるゴミの量は、年々増加し、湖内に堆積したゴミは漁業操業や水生生物の繁殖を阻害している。そこで、漁場環境改善を図るため、漁業者がボランティア団体と連携してゴミの回収を行い、漁業者や県民の環境保全意識を高める。

2 事業内容

湖山池漁協及び東郷湖漁協が実施する湖底・湖岸清掃に対して支援する。

1. 湖山池
 - (1) 湖底、湖岸清掃
 - (2) ボランティアによる湖岸清掃
2. 東郷池
 - (3) 湖底清掃

3 効果

1. ゴミ量の減少により湖沼環境が改善され、シジミ等の漁業資源の増加が見込まれる。
2. 漁業者、ボランティア団体の漁場環境保全意識が向上する。

平成 20 年度の実績

【回収されたゴミ量】

- 湖山池 : 16.4t
- 東郷池 : 18m³

単位:m³

場 所	事業実施主体	年 度									
		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
湖山池	鳥取市 (H18 年度まで)	33	41.5	21	13.5	29	43	5.87t	8.48t	6t	16.4t
	湖山池漁協 (H19 年度～)										
東郷池	湯梨浜町 (H18 年度まで)	8.9	31.6	31.6	—	19.35	34.1	37.4	48	36	18
	東郷湖漁協 (H19 年度～)										

主な回収ゴミ タイヤ、自転車、肥料袋、弁当箱、流木、ペットボトル、空き缶など

注)H17 年度から、湖山池における回収ゴミ量はt(トン)で把握。

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

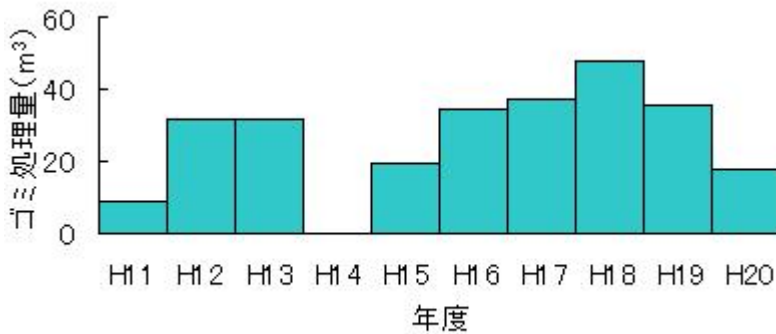


図 東郷湖における回収ゴミ量の推移

* 湖山池は、途中で単位が変わるため、グラフは東郷湖のみ表示した。

●担当:農林水産部 水産振興局 水産課 漁業振興担当 電話 0857-26-7317

参考 URL

鳥取県水産課の web サイトより

「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

湖山池漁場環境回復試験

1 事業の背景、目的

1. 県が実施する「湖山池塩分導入実証試験」のうち、塩分(海水)導入や水門操作が魚類に与える影響について調査、検討する。
2. 著しく衰退した湖山池漁業の漁業振興策として、ヤマトシジミとワカサギの増殖の可能性を検討する。

2 事業の内容

1. 塩分導入実証試験
 - (1) 山川水門影響調査
魚類遡上実態調査及び湖内水質調査により、効果検証し、操作手法の改良を提言する。
 - (2) 湖内魚類相調査
生態系への影響評価をし、塩分導入のあり方を検討する。
2. 水産資源増殖試験
シジミ増殖試験及びワカサギ増殖試験により、増殖手法の提言を行い、漁業者活動への展開を図る。

3 効果

1. 魚類の遡上に効果的な海水導入(水門操作)方法を明確にし、今後の水門管理のあり方を検討する基礎が得られる。
2. 海水流入に伴う貧酸素水域の発生による湖内魚類の生息環境の悪化の実態を明らかにするとともに、改善策を検討するためのデータが得られる。
3. 湖山池の新たな漁業資源として、ヤマトシジミの増殖の可能性が得られる。
4. 湖山池の重要資源であるワカサギの増殖

平成 20 年度の実績

- 1 定置網により湖山池の魚類相の変化を観測したところ、海産魚の種類数がわずかに増えた。
- 2 池内の水温、塩分、DO を観測し、塩分、貧酸素層の季節変化を観測したところ、池底層では貧酸素層が夏には池南東部を除き広く池内を覆うのが観測され、秋には解消された。
- 3 池口に囲い網を設置、囲い網内にシジミを投入し、成熟、再生産の状況を観察したが、軟体部重量比から産卵の可能性は示唆されたが、稚貝は確認できなかった。

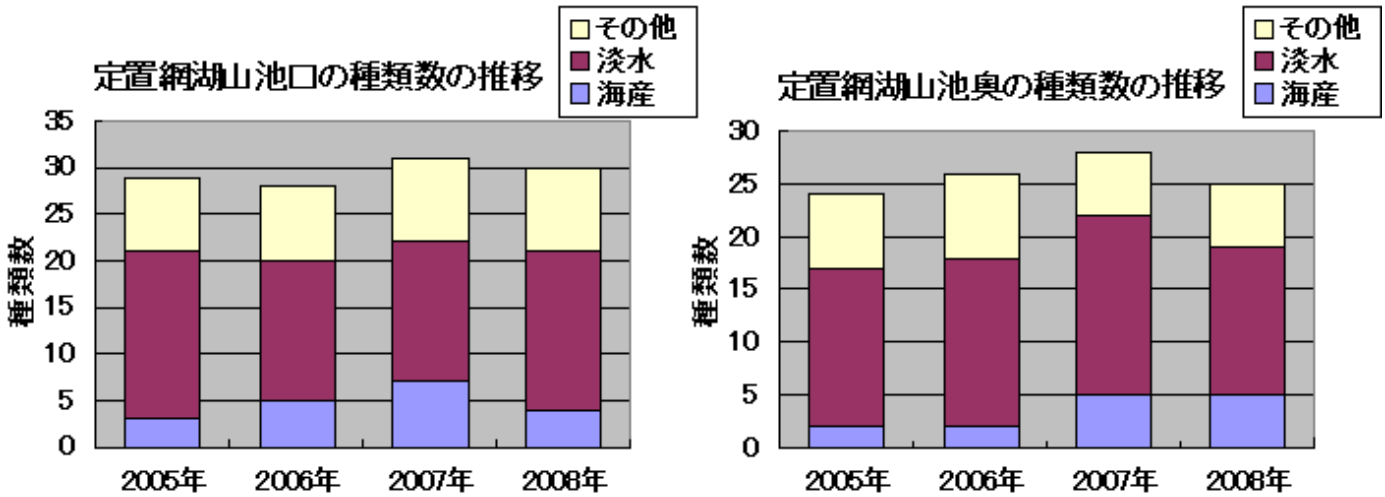


図 1 湖山池内の定置網調査結果

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

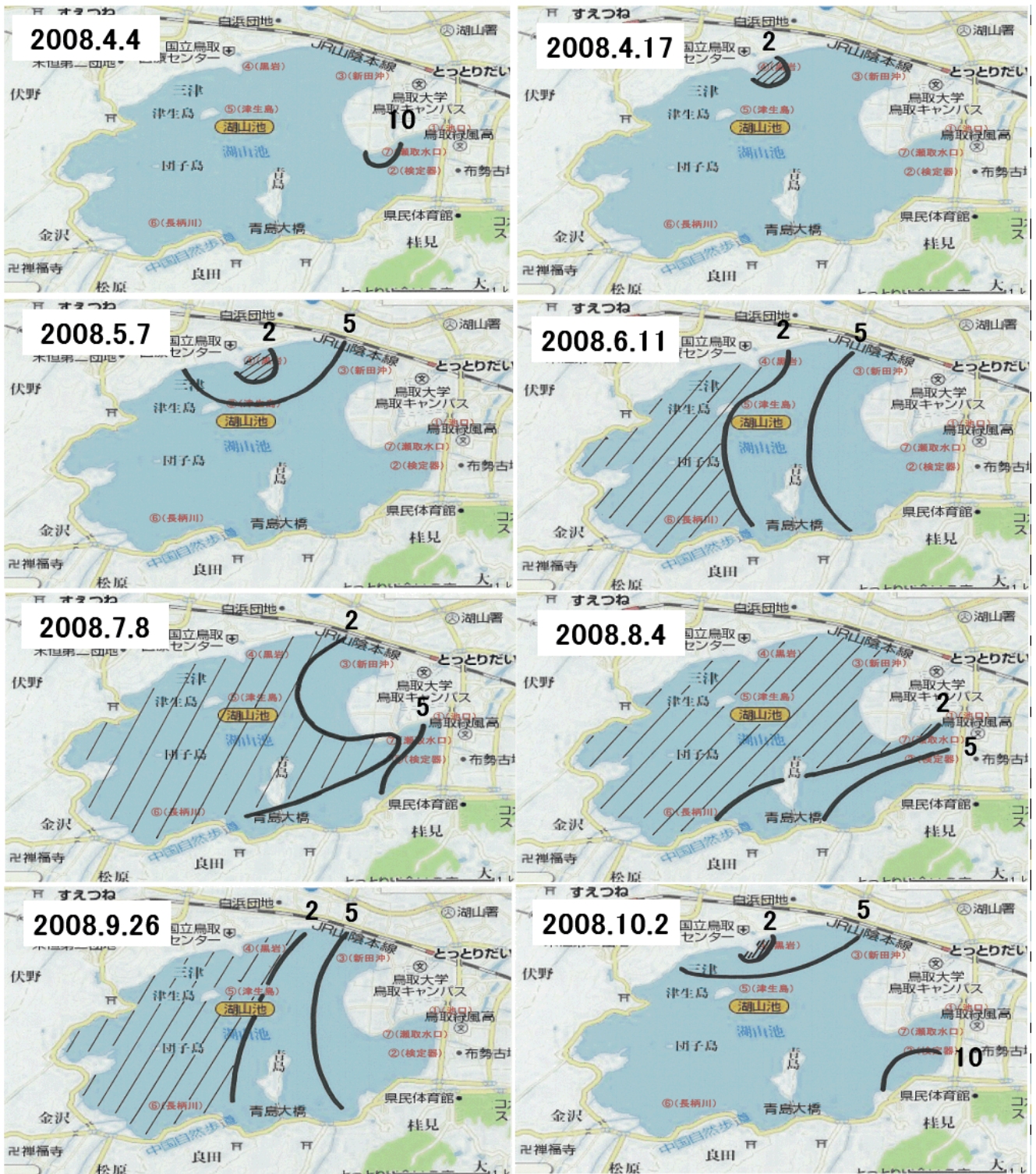


図2 湖山池の月別底層のDO分布

●担当:農林水産部 水産振興局 水産試験場 沿岸漁業部 生産技術室担当 電話 0858-34-3321

参考 URL

鳥取県水産試験場の web サイトより
「水産試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72009>

魚の棲む豊かな湖沼河川再生調査

1 事業の背景、目的

河川管理施設(県)の運用および流入河川に造られた堰堤など生息環境の改変により、魚を育む豊かな湖沼河川が失われつつある。

本事業は、地元・県民(町・漁業者等)と連携してこのような実態の把握と改善方策の解明を進め、県を含む管理や運用を所管する機関への提言につなげることを目的とする。

2 事業の内容

1. 魚類減少している回避、増殖阻害実態の解明し、水門操作手法及び、魚道の設置、産卵場保護の必要性、産卵場回復策の回復策の提言を行う。
2. 平成 16 年にシジミ増殖策を提言により、地元による増殖策が開始されたが、増殖策の検証する調査を行う。

3 効果

1. 水門操作や堰堤の小規模改良により、魚類資源を回復できる可能性がある。
2. 河川管理施設のより適正な運用を提示することができる。
3. シジミ漁が安定的に増加する可能性がある。

平成 20 年度の実績

1 フナ属、コイ産卵調査

- 東郷小学校の環境学習で東郷川に人工産卵藻を設置し、学校で飼育管理
- 地元団体により東郷川第一堰堤に簡易魚道が設置され、アユ、オイカワ、トウヨシノボリの遡上を確認
- 産卵期は 4-6 月、主な産卵場所は流入河川、水田、用水路内で、水田や用水路は仔稚魚の育成場としても機能

2 ワカサギ、シラウオ調査

- ワカサギの主要な産卵場は東郷川第一堰堤下であり、産着卵を 3-4 月上旬に確認
- 2-4 月の定置網 1 日 1 ヶ統あたりの採捕数はシラウオ:2-1770 個体、ワカサギ:0-2 個体
- 標識調査の結果、従来のワカサギ卵移植放流は漁獲に結びつかないものと推定
- ワカサギの遺伝子解析の結果、他産地からの移植放流の影響を強く受けているものと推定
- 調査結果を基に、漁協に対して流入河川における人工産卵場造成を提示

3 ヤマトシジミ資源調査

- 2008 年春季の資源量は 7,421 トンと推定

4 魚類相調査

- 魚類 47 種、甲殻類 11 種、両生類 2 種、爬虫類 1 種を確認

3. 1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト



▲人工産卵藻の設置



▲小学校で飼育管理



▲魚道設置後の状況



▲漁協により造成された人工産卵場



▲東郷池で採集されたシラウオ(左)とイトヨ(右)



●担当:農林水産部 水産振興局 水産試験場 沿岸漁業部 生産技術室担当 電話 0858-34-3321

参考 URL

鳥取県水産試験場の web サイトより

「水産試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72009>

3. 自然と人間との共生の確保

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生

自然保護行政費

1 現状・課題

1. 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。
2. 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
3. 一方、一般の公園利用者は、自然公園内における規制の存在を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取が行われる場合がある。
4. エコツーリズムの推進に当たり、自然保護に配慮する必要がある。

2 事業内容

1. 許認可事務に係る調整、エコツーリズム推進の手引作成等
2. 自然公園利用に係る規制及びマナーの普及啓発パンフレット作成

平成 20 年度の実績

自然公園内の行為等に係る許認可等を行い、自然保護行政の推進に努めた。

●担当:生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話 0857-26-7209

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

自然保護監視事業

1 現状・課題

1. 自然公園(国立、国定、県立)の巡視、鳥獣保護や狩猟取締の補助、自然保護思想の普及啓発などを行うため、平成 18 年度に自然保護監視員(非常勤職員)を 5 名採用し、各総合事務所へ配置。
2. 従前の監視員(自然公園監視員:18名、鳥獣保護員:28名)は、自然保護監視員の任用により制度廃止。
3. 専門知識を有する職員による高密度な監視体制に移行したが、この制度を補完し、監視体制を充実させるため、ボランティアの体制づくり、関係機関との連携強化が必要。

2 事業内容

1. 自然保護監視員の継続任用
2. 自然保護ボランティアの組織化、資質向上
3. 市町村、警察、関係機関との連携による監視体制の強化

平成 20 年度の実績

- 自然保護行政の適正かつ効率的な実施のため、自然保護監視員と自然保護ボランティアの連携により、監視指導体制の充実を図った。
(自然保護ボランティア登録者数 90 名(平成 20 年度末現在))

●担当:生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話 0857-26-7209

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより

「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

オオタカの森保全事業

1 事業の目的・効果

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、自然観察会等を開催するとともに、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業内容

1. 自然観察会

- (1) ゴルフ場計画用地であったが、オオタカの営巣が認められたことから計画が中止され、県有地として取得するまでの経緯を紹介
- (2) 動植物保護思想、自然環境保全の大切さを啓発

2. 営巣環境整備事業

- (1) マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を徹底駆除
- (2) 営巣に適したアカマツの大径木を育成するための立木密度調整
- (3) 飛翔空間確保のためにマツの樹冠下の垂高木(広葉樹)を伐採
- (4) オオタカの狩り場確保のためのパッチ(広場)作り

平成 20 年度の実績

- 大山オオタカの森協議会を実施した。(平成 20 年 12 月 15 日)
- 大山オオタカの森営巣環境整備事業(不用木の伐倒 25.86ha、松食い虫駆除 10.92m³)を実施した。(平成 20 年 12 月 25 日～平成 21 年 2 月 27 日)
- 冬の自然観察会を実施した。(平成 21 年 2 月 8 日 参加者 17 名)



自然観察会の様子(平成 21 年 2 月 8 日)

●担当:西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話 0859-31-9320

参考 URL

西部総合事務所の web サイトより

「生活環境局」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

参考冊子

「オオタカの森の保護管理方針提言書」(平成 16 年 3 月)

イノシシ保護管理計画推進事業

1 現状・課題

1. イノシシ、カラスなど野生鳥獣による農林作物被害を減少させるためには、被害防止対策を行うとともに有害鳥獣の捕獲が必要
2. 一方、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和 55 年の約半数、60 歳以上が約 50%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足

2 事業内容

1. 捕獲者養成(狩猟者養成講習会、鳥獣捕獲安全指導講習会)
2. イノシシ保護管理計画の検証のための生息状況等調査及び検討会の開催等

平成 20 年度の実績

○イノシシ生息状況調査やイノシシ管理検討会(平成 21 年 3 月 13 日開催)を実施した。

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話 0857-26-7872

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより

「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

ツキノワグマ対策事業

1 現状・課題

1. 県東部中心に生息する中国地域のツキノワグマの生息数は、氷ノ山山系を中心に 200 頭前後と推定され、「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。
2. このため、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画を策定しツキノワグマの保護を図ることとしている。
3. 一方、クマに対する心理的な恐怖感と農作物への被害などから、保護に対する地域住民の理解が得られにくい状態がある。
4. ツキノワグマの保護対策に当たっては、人身被害対策を最優先に配慮することとしているが、最終的には人とツキノワグマが共生できる地域社会を実現していく必要がある。

2 事業内容

1. 遭遇回避総合対策事業補助金
 - (1) 人遭遇回避対策(注意喚起広報、学習会の開催、クマよけ鈴配布)
 - (2) 生活環境の整備(電気柵の設置、緩衝帯のモデル設置)
 - (3) クマへの対策(追い払い体制整備、学習放獣前提捕獲)
2. 保護管理計画推進事業
 - (1) シンポジウムの開催
 - (2) 学習放獣の実施、学習放獣効果調査の実施
 - (3) 被害防止対策専門員の配置による被害対策の充実

平成 20 年度の実績

- ツキノワグマ生息状況調査やツキノワグマ保護管理検討会(H21.3.13 開催)を実施した。
- ツキノワグマシンポジウム(若桜町、平成 21 年 6 月 14 日)の開催。



- 捕獲個体の学習放獣を実施した。(17 頭)
- ツキノワグマ追跡調査員(非常勤職員)を配置し、放獣個体を監視。

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

ニホンジカ生息実態調査事業

1 事業の目的・効果

保護管理計画策定の事前調査として、県内におけるニホンジカの生息実態調査を行う。

【保護管理計画の効果】

1. 農林業被害の早急な軽減
2. 生息域拡大の抑制
3. 頭数を管理しつつシカ個体群の安定的維持

2 事業内容

ニホンジカの生息範囲拡大による農林業被害増加に対応するため、科学的で計画的な保護管理が行えるよう、保護管理計画策定に向けた事前調査に着手する。

平成 20 年度の実績

○ ニホンジカ生息実態調査を専門機関に委託して実施した。

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話 0857-26-7872

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

野生動物ふれあい推進事業

1 事業概要

愛鳥週間ポスター・巣箱コンクールの開催、愛鳥モデル校の育成支援、傷病鳥獣の救護、野生鳥獣保護の普及啓発等を行う。

2 事業内容

1. 愛鳥ポスター、巣箱コンクール、愛鳥モデル校の支援
2. 傷病鳥獣の救護対策(傷病鳥獣の自然界への復帰を目指した治療等)
3. 鳥獣生息調査(鳥獣保護区等の鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリの営巣状況等の調査)
4. キジ放鳥(400羽)

平成 20 年度の実績

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

- 愛鳥週間ポスターコンクールの実施(応募 243 名(小学校 153 名、中学校 47 名、高等学校 43 名)、うち 2 点は、平成 20 年度愛鳥週間用ポスター原画コンクール((財)日本鳥類保護連盟主催)に入賞)
- 巣箱コンクールの実施(応募 303 名(小学校 123 名、中学校 180 名))
- 愛鳥モデル校(小学校 16 校、中学校 3 校)へ愛鳥活動経費に対する支援を行った。
- 傷病鳥獣(223 頭・羽)の救護対策を行った。

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話 0857-26-7872

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより

「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

鳥獣被害総合対策事業

1 事業の目的

野生鳥獣による農作物等への被害を減少させるため、1.侵入を防ぐ対策、2.個体数を減らす対策、3.周辺環境を改善する対策を総合的に支援する。

2 背景、現状、及び課題

1. イノシシ、ヌートリア、カラスなどの野生鳥獣による農作物等の H18 年度被害額は、年間 1 億 2 千万円で、前年度より 40%減少した。
2. ヌートリア、アライグマ(外来生物)の生息域が拡大しつつあり、被害が増加傾向にある。これら外来生物については、生態系等への影響もあり、根絶を目指した対策が必要とされている。
3. シカの個体数及び生息域が拡大しつつあり、被害も漸増傾向にある。
4. 耕作放棄地の増加、里山の管理されていない竹林や人工林が増加しているため、獣類が農地に接近し易い環境にある。
5. 有害鳥獣の担い手となっている狩猟者が、減少・高齢化しつつある。
6. 「人と野生動物の棲み分けによる共存」を目指した対策が必要であり、各地域に対策技術を指導、実行できる人材の育成が重要である。

3 事業の内容

1. 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵・侵入防止装置等の設置を支援。
2. 個体数を減らす対策
有害鳥獣の捕獲、捕獲用具・施設の設置、捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援。
3. 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間に、有害獣が接近しにくい緩衝帯の設置を支援。

平成 20 年度の実績

- 集団的・計画的な侵入防止柵の設置、有害捕獲等による個体数調整などの支援により、被害防止効果が徐々にあがりつつある。
- 反面、シカ、ヌートリア、アライグマ等の個体数、生息域の拡大に伴う被害増加、新規被害発生地域や対策遅延地域における被害対策の推進が課題となっている。

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

1 農林産物被害額

(年度)	(被害額)	(対前年比)
H19 年	95 百万円	—
H20 年	129 百万円	135%

2 鳥獣被害総合対策事業(補助金:45,908 千円)

- (1) 侵入を防ぐ対策
侵入防止柵、侵入防止装置等の設置を支援
- (2) 個体数を減らす対策
有害鳥獣の捕獲、捕獲用具、施設の設置、捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援
- (3) 周辺環境を改善する対策
農地と山林の間への緩衝帯(獣類が接近しにくい明るい環境)の設置を支援

●担当:農林水産部 生産振興課 鳥獣被害対策担当 電話 0857-26-7295

参考 URL

鳥取県生産振興課の web サイトより
「農作物の鳥獣被害対策に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=35035>

鳥獣保護及び適正狩猟推進事業

1 事業概要

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域(銃)等の指定により野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業内容

1. 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域(銃)等の指定及び管理
2. 狩猟取締等の実施

平成 20 年度の実績

第 10 次鳥獣保護計画にのっとり、狩猟登録事務、規制区域の管理など野生鳥獣の保護、狩猟の適正化に関する事業を実施した。

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話 0857-26-7872

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより
「公園自然課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

希少野生動植物保護対策事業

1 事業概要

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を、県民との協働により実施する。

2 事業内容

県保護管理事業計画に基づく保護管理事業の委託・助成

平成 20 年度の実績

- 特定希少野生動植物(保護型・植物 26 種)のモニタリング(生育・繁殖状況)調査を鳥取県生物学会に委託して実施した。
- 鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金(6 団体)を交付し、保護管理事業を実施した。

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話 0857-26-7872

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより

「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

外来種防除事業

1 現状・課題

1. 外来種による在来種の捕食、農林水産業・人の生命・身体への影響の懸念
2. 全国規模で外来種問題が拡大、平成 17 年 6 月 1 日外来生物法の施行
3. 鳥取県内で特定外来生物 5 種の生息確認(ブラックバス、ブルーギル、ヌートリア、アライグマ)
4. 事態放置による被害拡大の懸念

以上より、早期防除・駆除方法の確立・実施が必要

2 事業内容

1. 外来種検討委員会の開催(外来種の防除方法等についての検討)
2. 市町村の防除実施計画作成によるヌートリア、アライグマ駆除対策への支援
3. 自然保護ボランティア制度を活用した「ため池」の外来魚駆除

平成 20 年度の実績

- 市町村防除実施計画に係る捕獲従事者養成のための講習会において、法令講習を実施した。
- 農業用ため池で、池干しによる外来魚の駆除を試験的に実施した。(平成 20 年 11 月 2 日)

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生/とリネット/鳥取県公式サイト



●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話 0857-26-7872

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

簡易魚道整備実験事業

1 事業の背景・現状・目的

工作物設置者は、さく河魚類のさく上を妨げないよう管理しなければならないが、調査した 179 の 3 河川(千代川、天神川、日野川)の堰堤の内、52 の堰堤では魚が遡上困難である。また、タウンミーティングにおいても県民から川の魚の減少対策の要望があった。このため、モデル事業として、比較的安価な魚道を設置し、その効果を明らかにして波及を図る。

2 事業内容

1. 千代川の永野堰及び天神川の郡山堰に比較的安価な新発想の魚道を設置する。
2. 設置した魚道の機能状況の調査

平成 20 年度の実績

【簡易魚道の整備】

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生/とりネット/鳥取県公式サイト

1 簡易魚道の設置

千代川：永野堰

天神川：郡山堰

日野川：車尾堰(国整備)

2 簡易魚道の設置効果

(1) 堰堤を遡上したアユは、殆どが今回整備した簡易魚道から遡上していると考えられた。

(2) 5 月中・下旬には堰堤下流部にアユの大きな群れの滞留が見られず、簡易魚道の設置によりアユの遡上阻害は軽減されたものと考えられた。

(3) アユの密度が異なるため、厳密な比較は出来ないが、今回整備された簡易魚道の中では、日野川の車尾堰に設置されたものが最もアユの遡上に効果的な構造と考えられた。

●担当:農林水産部 水産振興局 水産課漁業振興担当 電話 0857-26-7316

参考 URL

鳥取県水産課の web サイトより

「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

3. 自然と人間との共生の確保

3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

森林整備のための地域活動支援事業

1 事業の背景・現状・目的・効果

近年の林業生産活動の停滞、森林所有者の高齢化、山村の過疎化等により、適切な森林施業の実施が困難となりつつあり、森林の持つ多様な機能が損なわれる恐れがある。

そこで、森林作業の実施に不可欠な作業道・歩道の刈払いや施業実施区域の確認などの地域活動を支援し、適切な森林施業を促す。

また、平成 19 年度から森林の現況調査への支援を強化し、長期経営委託などによる経営規模の拡大を推進することで、生産コストの縮減による収益性の向上を図る。

(事業期間:平成 19 年度～平成 23 年度)

2 事業内容

次の対象行為の実施に対し、市町村が支払う交付金について、国 1/2、県 1/4 を負担。

1. 森林施業計画を樹立した森林で、森林所有者等が施業区域の明確化作業又は歩道の整備を行う場合、算定基礎森林面積につき 5,000 円/ha を交付。
2. 森林施業計画を樹立していない森林で、樹立に必要な森林の現況調査を行う場合、算定基礎森林面積につき 15,000 円/ha を交付。
市町村が開催する説明会経費や交付金事務経費に対して、国 1/2、県 1/2 を補助。

平成 20 年度の実績

地域活動	市町村	協定数	交付額(千円)
森林情報の収集活動	0	0	0
施業実施区域の明確化作業及び歩道の整備等	17	302	157,851
計	—	302	157,851

●担当:農林水産部 森林・林業総室 林政企画チーム 電話 0857-26-7301

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

保安林整備管理事業

1 事業の目的

県の森林面積の 47%を占める保安林の指定目的である水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備飛砂の防備等について、その維持と質的な向上を図り指定目的が果たされるよう、保安林の現況調査や、新たな指定及び適正

3. 3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保/とりネット/鳥取県公式サイト

な解除に係る調査を行うとともに、管理のための標識等を設置し、保安林の適正な管理を行う。

2 事業の内容

保安林の適正管理

1. 保安林の適正管理調査
2. 保安林標識の設置
3. 衛星画像を活用した保安林整備の推進
4. 保安林の指定、解除に係る調査及び審査
5. 伐採制限のある保安林に対する損失補償
6. 保安林の伐採許可申請等の処理
7. 保安林指定施業要件の変更

平成 20 年度の実績

- (1) 保安林の適正管理調査 852ha
- (2) 保安林標識の設置 68 本(1 種～3 種)
- (3) 保安林保全情報整備 保安林関係データベース整備(一式)
- (4) 保安林の指定・解除調査 61 箇所
- (5) 保安林損失補償評価調査 24 箇所
- (6) 保安林伐採許可申請処理 864 件(伐採、作業許可)

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7304

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「森林の保全」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

森林計画樹立事業

1 事業の背景・目的

森林の持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、県下 3 流域毎に民有林について 5 年ごと 10 年間の森林整備及び保全に関する総合計画を樹立している。

また、計画策定に必要な基礎情報の収集のため、県下を 5 ブロックに分けて順次航空写真の撮影や植生・伐採状況の定点調査を行い、現状を把握する。

2 事業内容

1. 倉吉調査区(倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町)の森林現況調査及び航空写真撮影
2. 伐採状況について全県 2,300 箇所を定点調査及び植生状況について倉吉調査区の 30 箇所を定点調査

平成 20 年度の実績

- 天神川地域森林計画樹立のため、日野地域の森林の現況及び資源内容を調査するとともに、次期調査地域である日野地域の森林測量を実施した。

3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保/とりネット/鳥取県公式サイト

区分	森林計画名 (調査区域)	計画(ha)	実績(ha)
林分調査	天神川(倉吉)	78,059	78,059
森林測量	空中写真撮影	51,300	51,300
	デジタルオルソ作成	51,300	51,300

- 森林生態系に関する多様な情報を収集し、森林整備の基礎データを収集するための調査を実施した。

区分	計画	実績
調査点数(倉吉)	30 か所	28 か所

- 標本定点により、伐採面積、材積を調査し、全伐採量を測定するとともに計画の実施状況の調査を行った。

区分	計画	実績
調査点数(全県)	2,303 か所	2,303 か所

●担当:農林水産部 森林・林業総室 林政企画チーム 電話 0857-26-7303

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

森林 GIS ネットワーク構築支援事業

1 事業の背景・現状・目的

地球温暖化防止、生物多様性の保全など森林に対する県民のニーズは多様化しており、森林の持つ多面的機能を通じた豊かで潤いのある県民生活を確保するためには、森林の持続的な利用を図ることが必要である。

本事業では、平成 20 年度から県組織内で森林 GIS を供用開始すると共に、市町村や森林組合等へ、県版を改造した普及版システムを開発・提供することで、県内共通の森林情報基盤を構築し、迅速な情報の相互活用と精度向上を図る。

2 事業内容

普及版森林 GIS 開発・・・県版森林 GIS をベースとした普及版 GIS 開発業務の委託。

検討会開催・・・県及び市町村で検討委員会を組織し、開発に向けた検討会を開催。

平成 20 年度の実績

- 鳥取県普及版森林 GIS の開発

県内で共通した森林情報整備基盤を確立し、森林情報を正確且つ迅速に管理するために、市町村及び森林組合を利用の対象とした、普及版森林 GIS を開発した。

- 鳥取県森林 GIS 保守

平成 20 年度より運用開始した鳥取県森林 GIS を適正に管理するために保守業務を委託した。

事業費:10,365 千円

●担当:農林水産部 森林・林業総室 林政企画チーム 電話 0857-26-7303

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

森林保全管理事業

1 事業の目的

水資源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止等の森林の持つ公益的機能の維持・向上のため、森林保全巡視員を配置し、林野火災等森林災害及び違法伐採や森林への不法投棄を防ぐための巡回、監視を行うとともに、地域や森林所有者へ森林の保全について意識啓発を図る。

また、森林の開発行為に関わる巡視、許可に関わる審査等適切な管理・指導を行う。

2 事業の内容

1. 森林保全巡視員による森林パトロール
2. 林地開発行為に関わる許可審査、指導

平成 20 年度の実績

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 森林保全巡視指導員による森林パトロール実施 | 延べ 336 日 |
| (2) 林地開発許可審査 | 8 件 |
| 現地調査箇所 | 36 箇所 |

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7304

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「森林の保全」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

森林災害復旧事業

1 事業の背景と目的

1. 台風等による森林被害(風倒木被害)が発生し、特に被害の大きい場合においては激甚災害に指定される。
2. 被害の放置は森林の持つ多面的機能が維持発揮できなくなるとともに、二次災害の危険性があるため、被災箇所における被害木の伐採・搬出・被害跡地への植栽等を実施することにより、森林の多目的機能の早期復旧を図る。

2 事業内容

激甚災害に指定された場合において、森林災害復旧に要する経費について助成。

1. 被害木の伐採及び搬出
2. 被害木の伐採跡地における樹木の植栽

3. 復旧作業に必要な作業路の開設

平成 20 年度の実績

(単位:事業量;ha、金額;千円)

区 分	事業量	事業費	補助金
被害木伐採・搬出	0	0	0
樹木植栽	20.62	12,752	10,031
作業路開設	0	0	0
合 計	20.62	12,752	10,031

●担当:農林水産部 森林・森業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7305

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「造林事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100834>

造林事業

1 事業の目的

本県の森林は県土の約 74%を占めており、これらの森林は木材等の生産だけでなく、水資源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止等多様な公益的機能を有し、県民の生活に重要な役割を果たしている。

これらの森林を適正に整備することにより、森林の有する多面的機能の維持増進と山村地域社会の健全な発展を図る。

2 事業の内容

次の森林整備に要する経費について助成する。

1. 森林の果たすべき機能を維持増進するための間伐等森林整備
2. 公益的機能の高い健全な松林を保全するための樹種転換等
3. 居住地周辺における防災、景観等に配慮した森林の整備
4. 環境の悪化が懸念される漁場周辺及び上流域において、その環境を保全するための森林整備
5. 農業用水の水源地域において、良質な農業用水を安定的に供給するための森林整備

[市町村交付金事業]

小規模森林所有者が自家労力で行う森林施業又は森林整備を、市町村が支援するのに要する経費について助成。

平成 20 年度の実績

(単位:事業量;ha、金額;千円)

区 分	事業量	事業費	補助金
間伐等森林整備	2,867	1,184,288	552,652

3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保/とりネット/鳥取県公式サイト

松林樹種転換等	323	64,363	52,213
居住地周辺森林整備	433	161,780	71,002
合計	3,623	1,410,431	675,867

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7305

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「造林事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100834>

鳥取県間伐材搬出促進事業

1 事業の目的

間伐材の搬出・販売を促進し、もって本県における健全な森林の育成、資源の有効利用を図る。

2 背景、現状、及び課題

1. 木材価格の低迷が続き、森林所有者の出材意欲が低下。
2. 輸入材の高騰などにより、合板や集成材生産事業者等を中心に国産材へシフトする傾向が強まり、国産材の安定供給が求められているが、基盤整備の遅れや高い素材生産コストなどから、需要に応えられていない状況。
3. 二酸化炭素吸収源など環境的側面からも、間伐材の搬出・利用が社会的に求められている。

3 事業の内容

森林所有者、森林組合並びに素材生産業を営む者及びその組織する団体に対し、間伐材を市場、木材の保管施設又は製材加工施設へ運搬かつ販売した場合、搬出材積 1 立方メートル当たり 4,000 円(定額)を助成。

【平成 20 年度予算】

- ・ 事業量 61,000 立方メートル
- ・ 事業費 244,000 千円
- ・ 事業実施期間 平成 19 年度～平成 20 年度

4 効果

1. 森林所有者の間伐意欲が向上
2. 素材生産業者の原木生産活動意欲が向上
3. 雇用の創出
4. 県産材の安定供給
5. CO₂ の吸収・固定機能の増大
6. 災害拡大防止

平成 20 年度の実績

- 事業量 72,642 立方メートル
- 事業費 290,571 千円

●担当:農林水産部 森林・林業総室 県産材・林産物需要拡大チーム 電話 0857-26-7264

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

保安林整備事業（治山事業）

1 事業の目的

県の森林面積の 47%を占める保安林の機能（水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等）を維持強化するための整備を行う。

2 事業の内容

1. 保安林保
治山事業で施行した保安林、及び水源地域で機能の低位な保安林について、下刈、雪起、除伐及び本数調整伐等を実施。
2. 保安林改良事業
雪害等の気象災害、マツクイムシ被害等により被災した保安林について、植栽等を実施。

平成 20 年度の実績

- 1 保安林保育実績
下刈 132ha、除伐 27ha、本数調整伐 275ha
- 2 保安林改良実績
植栽 12ha

●担当：農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7304

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「森林の保全」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

治山事業

1 事業の目的

1. 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
2. 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る

2 事業の内容

1. 荒廃森林等の復旧・整備等
2. 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するため、森林の整備等
3. 地すべりによる被害を防止・軽減するための地すべり防止工事
4. 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等において復旧整備

3 効果

安全で安心できる豊かな暮らしの実現につながるとともに、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減が図られる。

治山事業の効果

被災直後



平成16年9月に伴う豪雨により山腹崩壊が発生し、森林が著しく荒廃した。

➔

完成後



崩壊地の復旧を図るため、谷止工等を施工し、森林の機能回復を図った。

(八頭郡智頭町口宇波地内)

平成20年度の実績

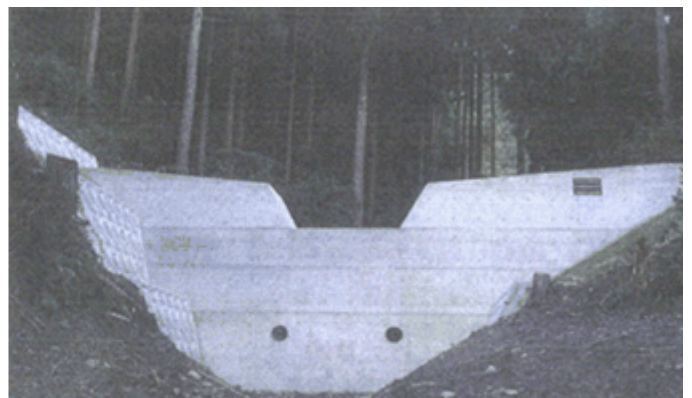
平成18年、19年に発生した山地災害箇所を中心に、荒廃森林の復旧整備等を図った。

○ 平成20年度事業実績

治山事業 : 38箇所(地区)



平成17年9月の秋雨前線により山腹崩壊が発生し、著しい溪岸浸食を伴って下流に土砂が流出した。



谷止工の施工により土砂の流出及び溪岸浸食の防止が図られた。

(東伯郡琴浦町山川地内)

●担当: 県土整備部 治山砂防課 治山係 電話 0857-26-7695

参考 URL

鳥取県治山砂防課の web サイトより

「治山事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

とっとり環境の森づくり事業

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

1. とっとり環境の森緊急整備事業
手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。
2. とっとり県民参加の森づくり推進事業
ボランティア、NPO 団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援。
3. 保安林の保全・整備
(1) 保安林の間伐を支援(所有者負担を 1 割に軽減)
(2) 作業道の整備を支援(所有者負担を 1 割に軽減)
4. 竹林対策
竹林の拡大防止及び適正管理を支援。
(1) 竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を 1 割に軽減)
(2) 放置竹林の抜き伐りを支援
5. 制度の普及啓発
税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報、森林環境フォーラム、竹林フォーラムの開催など)

平成 20 年度の実績

森林環境保全税を活用し、森林の機能維持・回復を重視した森林整備事業と県民参加の森づくりの意識を高める森林体験企画への支援、保安林の保全・整備及び竹林対策への支援に取り組んだ。

- とっとり環境の森緊急整備事業
22 団地 179ha の間伐を実施
- とっとり県民参加の森づくり推進事業
19 団体 県民 2,895 名の参加
- 保安林の保全・整備
保安林内の間伐 627ha、保安林間伐のための作業道整備 28,579m について支援
- 竹林対策
竹林の抜き伐り、人工林に侵入した竹の除伐等 51ha の竹林対策を支援

●担当: 農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7335

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「森林環境保全税について」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

とっとり共生の森支援事業

1 事業の背景と目的

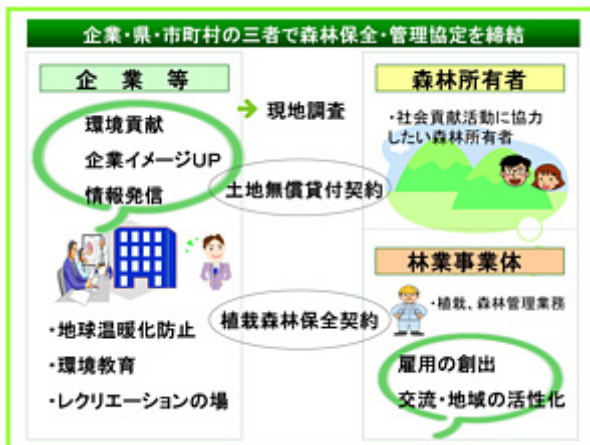
森林は、水資源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止等多様な公益的機能を有しているが、現在、材価の低迷や林業従事者の高齢化などにより、適切な管理がなされていない森林が増加し、今後の維持管理が課題となっている。

このような状況の中で、企業等の社会貢献の一環として環境貢献意識が高まってきており、企業等の環境貢献活動のフィールドとして鳥取県内の森林を活用してもらうことで、県内の森林整備、林業や山村活性化につなげることを目的とする。

2 事業の内容

県と地元市町村が連携し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地域との調整や企業等の森林保全活動などを支援。

1. 制度、実績などを企業等や県民に広く情報発信
 - ・ ホームページやパンフレットによる PR
 - ・ 参画企業との協働によるシンポジウム開催(新規)
2. 企業等の参画促進と森林保全活動への支援
 - ・ 企業等への PR 活動
 - ・ 保全活動の計画、実施に対する支援



平成 20 年度の実績

企業等の森林活動フィールドとして鳥取の森林を積極的に PR するとともに、企業等が様々な手法で森林を管理育成する取り組みにおいて、県内の森林資源が有効に活用されるようコーディネートを行った。

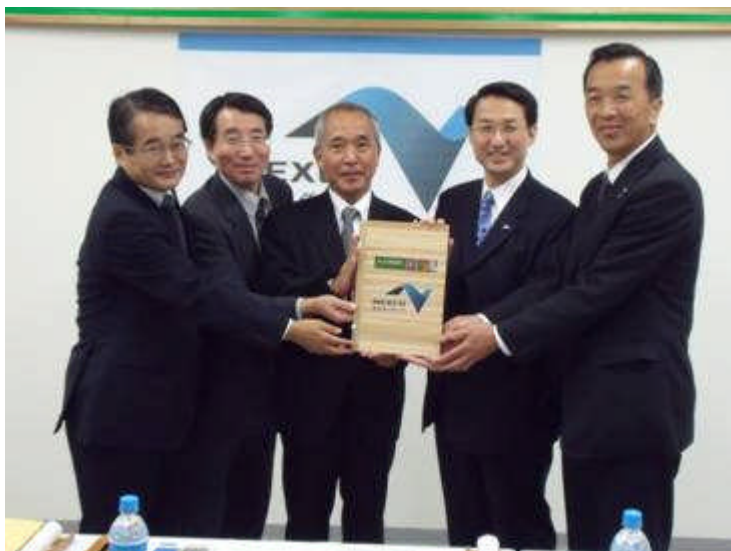
- 「とっとり共生の森」提供森林及び森林保全活動を PR
5 社を訪問(累計 75 社)
- 「とっとり共生の森」森林保全・管理協定締結及び森林保全活動支援
森林保全・管理協定締結 2 社(累計 11 社)

3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保/とりにネット/鳥取県公式サイト

保全活動を 17 回実施(延 2,216 名参加)



▲エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社



▲西日本高速道路、西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7335

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

緑・木とのふれあい体験事業

1 事業の目的

県民共通の財産である森林環境を守り育てる重要性を普及啓発し、県民参加による森林づくりの機運の醸成を図る。

2 事業の内容

1. 県民参加の森林づくりの普及啓発

3. 3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保/とりネット/鳥取県公式サイト

緑や木とのふれいや体験などを通して森林づくりへの普及啓発

- (1) 鳥取県植樹祭の開催
- (2) とっとり森林環境フォーラムの開催
- (3) 森林のめぐみ感謝祭の開催

2. とっとり森林づくりサポーター登録事業

知識や技術を有する森林づくりサポーターを登録し企業やボランティア団体等へ情報提供



平成 20 年度の実績

県民総参加による森林(もり)づくりの気運を醸成し、豊かな緑に包まれた潤いのある県土づくりを推進するため、県民参加の「鳥取県植樹祭」の開催や「森林(もり)のめぐみ感謝祭」への支援等森林や緑の大切さを普及啓発するとともに、森林ボランティア活動を推進した。

- 第 54 回鳥取県植樹祭
4 月 27 日(日) 倉吉市関金町泰久寺「木の実の里」
参加者：約 1,000 人
- 森林のめぐみ感謝祭
11 月 2 日(日) 米子市淀江町・西伯郡大山町「妻木晩田遺跡周辺広場」
参加者：約 3,000 人
- とっとり森林環境フォーラム
11 月 23 日(日・祝) 倉吉市駄経寺町 倉吉未来中心「セミナールーム 3」
参加者：約 100 人
- 竹林フォーラム
11 月 29 日(土) 倉吉市駄経寺町 倉吉未来中心「セミナールーム 3」
参加者：約 200 人

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7335, 7304

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

松くい虫等防除事業

1 事業の目的

県土の保全、環境保全、飛砂の防止など森林の公益的機能を維持するため、松くい虫被害(マツノザイセンチュウ病)の拡大を防止し、重要な松林を保全する。

2 事業の内容

高度公益機能森林(県が守るべき森林)内で、県が伐倒駆除を実施するとともに、市町村が保全松林内で実施する松くい虫防除事業に要する経費について助成。

1. 被害木の伐倒、薬剤散布や破碎・焼却処理等
2. 薬剤空中散布・地上散布等
3. 地域住民による松林保全活動

[市町村交付金事業]

松林所有者等が行う、保全松林(松くい虫等防除事業実施区域)周辺の松くい虫被害木の整理等に市町村が支援するのに要する経費について助成。

平成 20 年度の実績

(単位:事業量;m³, ha、金額;千円)

区 分	事業量	事業費	補助金等
被害木駆除	5,768	83,683	65,985
空中散布等	1,607	68,553	39,972
松林保全活動	被害木の伐採、抵抗性マツの植栽等	753	753
合 計		152,989	106,710

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進チーム 電話 0857-26-7305

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより

「松くい虫被害対策の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100836>

木造住宅生産者団体活動支援事業

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。

補助率:2/3(国:9/30、県:11/30)

平成 20 年度の実績

県内の木造住宅建設業者を中心に組織された「鳥取県木造住宅推進協議会」が、県産材を利用した木造住宅の普及を目的として実施した、一般参加型のふれあい体験ツアーやフォーラムの開催経費等に対して助成した。

●担当:生活環境部 住宅政策課 企画担当 電話 0857-26-7408

参考 URL

鳥取県住宅政策課の web サイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

新・木の住まい助成事業

1 事業の目的

1. 県産材の地産地消の推進による地場産業の活性化及び森林環境の保全
2. 伝統技術の活用機会創出による地域固有の伝統的建築工法の継承

2 事業の背景・現状・課題

1. 県産材需要の低下や木材価格の低迷等によって木材産業は厳しい状況にあり、森林の適正管理が不十分な状況。
2. 大工、左官等職人の高齢化、減少が進み、また、伝統技術を活用する機会も減少していることから、地域の財産である職人技術の継承が困難。
3. 一方で、新・木の住まい助成事業の利用者は年々増加しており、県産材需要の拡大や地場産業の活性化、伝統技術の継承に対する成果が期待されている。

3 事業内容

1. 県産材活用促進助成
 - 県産材産地証明制度により証明された県産材を 15m³以上使用した 1 戸建て木造新築住宅に対して、1m³当たり 20,000 円を助成。(上限 20m³=400,000 円)
 - 県内の JAS 認定工場で格付された県産 JAS 製材を使用した場合は、1m³当たり 10,000 円を上乗せ助成。(上限 20m³=200,000 円)
2. 伝統技術活用促進助成
 1. の助成を受ける在来軸組工法の住宅について、伝統技術(手刻み加工、外壁に下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺きのうち 2 以上を実施)を活用した場合、1 戸当たり 150,000 円を助成。

平成 20 年度の実績

- 1 県産材活用促進助成
 - 県産材を 15m³以上使用した、1 戸建て木造新築住宅 164 戸(3,206m³)に対して助成した。
 - 上記のうち、県産 JAS 材を使用した住宅 136 戸(2,435m³)に対して助成した。
- 2 伝統技術活用促進助成
 - 伝統技術を活用した住宅 50 戸に対して助成した。

●担当:生活環境部 住宅政策課 企画係 電話 0857-26-7408

参考 URL

鳥取県住宅政策課の web サイトより
「鳥取県住まい情報館」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

ととりの木利用推進事業

1 事業の目的

木材や木造住宅の良さについて、県民の皆さんの理解を深める。

2 事業内容

1. 県産材需要拡大啓発事業
県民の皆さんに木の良さを PR するために、木材関係団体等が行う活動に要する経費に対する助成
2. 木の住まいづくりコンクール
県民の皆さんに木造建築の良さを知っていただくため、優れた「木造建築」「木造建築設計提案」のコンクールを実施
3. ととりの木再発見事業
シンポジウムの開催や広報により、県産材の魅力情報を県民の皆さんへ提供

平成 20 年度の実績

【民間施設への県産材活用促進助成】

米子市の事業者 1 件に対して、内装材 37.8m²を助成した。

●担当：農林水産部 森林・林業総室 県産材・林産物需要拡大チーム 電話 0857-26-7307

参考 URL

鳥取県森林・林業総室の web サイトより
「ととりの木利用施設推進事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100775>

農村振興総合整備統合補助事業

1 事業の目的

地域のニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施することにより、地域が自ら設定した農村振興に係る目標の達成を推進する。

2 事業内容

1. 農業生産基盤整備
ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農用地開発整備、農用地の改良又は保全、農用地管理保全
2. 農村生活環境基盤整備
農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業施設等用地整備、集落防災安全施設整備、自然環境・生態系保全施設整備、地域資源利活用施設整備、施設補強整備

取組状況

【平成 19 年度】 継続実施

平成 20 年度の実績

1 地区(鳥取市)実施

●担当:農林水産部 耕地課 地域農業基盤室 電話 0857-26-7326

参考 URL

鳥取県耕地課の web サイトより

「農村振興総合整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41385>

農地を守る直接支払事業

1 背景・目的

中山間地域は農業生産、自然環境保全、保健休養、景観等、様々な面において重要な地域であるが、耕作不利な条件から農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態となっている。

また、農村地域は全国平均よりも高齢化が進んでいるが、特に中山間地域において高齢化が著しく進行している。

このような耕作条件の悪さ、高齢化の進行に加えて、担い手の不足、恵まれない就業機会、生活環境整備の遅れなどにより、中山間地域の農地では耕作放棄が深刻化しており、このまま放置すれば、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

こうした中、以上のように農業生産条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成 12 年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業内容

中山間地域の農地が持つ多面的機能の維持確保を図るため、耕作放棄地の増加が懸念される地域等において、農業者等が行う農業生産活動や多面的機能を維持する活動等に対して直接支払交付金を交付する。

【対象地域】

1. 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3 法指定地域)
2. 1. 以外で知事が指定した地域
3. (1) 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
(2) 3 法指定地域に地理的に接する地域
(3) 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第 3 セクターや認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5 年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17 市町村(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

平成 20 年度の実績

- 実施市町村数 : 17 市町村
- 協定締結数 : 654 協定
- 協定面積 : 7,169ha
- 交付金額 : 1,008 百万円

●担当:農林水産部 経営支援課 農地係 電話 0857-26-7261

参考 URL

鳥取県経営支援課の web サイトより
「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64412>

農地・水・農村環境保全向上活動支援事業

1 事業の目的

国の農政改革の三本柱の一つである「農地・水・環境保全向上対策」について、地域の将来構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

2 背景、現状、及び課題

1. これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、
 - (1) 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。
 - (2) 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。
2. 地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。

3 事業の内容

1. 基礎支援
地域資源の保全向上活動に取り組む活動組織(農家以外の者も参画)に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成
2. 促進費
一定水準以上の高度な地域資源保全活動、質の高い農村環境保全活動などを行う活動組織に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成

【平成 19 年度】

246 地区(鳥取市他)実施

平成 20 年度の実績

14 市町の 328 地区で実施

●担当:農林水産部 耕地課 企画計画担当 電話 0857-26-7334

参考 URL

鳥取県耕地課の web サイトより
「農地・水・農村環境保全向上対策」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41402>

農山村資源保全支援事業

1 背景、目的

土地改良施設の持つ多面的機能は、地域住民の共同活動により良好に維持・保全されている。しかし近年の中山間地の過疎・高齢化の進行により、住民活動の低下が進み、その対策が急務となっている。

そこで本事業では、地域住民自らが行う補修・改修などの直営施工や、土地改良施設等の保全活動を支援することで、地域の活性化と自立を促し、土地改良施設等の良好な維持・保全を図る。

2 事業内容

1. 井手・ため池再生支援事業
井手、ため池、農道等の維持管理、補修に係る地域住民参加型の直営施工における原材料費等の経費を補助。
2. 井手・ため池イベント開催支援事業
井手・ため池等の役割や保全の重要性に関する啓発・イベント等の開催費用を補助。
3. 農山村ボランティア事務局運営委託事業
農山村地域の農地、用排水路、作業道等の保全活動に関するボランティア活動を支える「農山村ボランティア事務局」の運営を NPO 等の民間団体へ委託。

平成 20 年度の実績

1. 井手・ため池再生支援事業 6 地区で事業実施。
2. 井手・ため池イベント開催支援事業 8 地区でイベント実施。
3. 農山村ボランティア事務局の委託 民間団体に運営を委託。
19 地区を対象に延べ 50 回のボランティア活動を実施。

●担当：農林水産部 耕地課 管理指導担当 電話 0857-26-7322

参考 URL

事業内容 1. 2. は、鳥取県耕地課の web サイトより
「農山村資源保全支援事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41390>

地すべり対策事業

1 事業の目的

地すべりによる農地等への災害を防止するため、地すべり対策工事を実施し、地すべりの発生を未然に防止する。

2 事業内容

3. 3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保/とりネット/鳥取県公式サイト

1. 防止工事

地すべり活動の防止又はその原因を除去するための工事

- (1) 排水ボーリング工
- (2) 集水井工
- (3) 杭打工

取組状況

【平成 19 年度】 継続実施

平成 20 年度の実績

1 地区(鳥取市佐治町)

●担当:農林水産部 耕地課 地域農業基盤室 電話 0857-26-7325

参考 URL

鳥取県耕地課の web サイトより

「地すべり対策事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41396>

ため池等整備事業

1 事業の背景・効果

老朽化の進んだ農業用ため池にあつては、台風、梅雨時期の大雨等による決壊等により、農用地・農業用施設だけではなく、人家にまで被害を及ぼす可能性がある。

このため、決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する整備工事を行う。

2 事業内容

1. ため池整備工事

災害発生のおそれがあるため池の整備

- (1) 堤体工、洪水吐・斜樋工の改修
- (2) 土砂浚渫工

取組状況

【平成 19 年度】

- | | |
|------|--------------|
| 県 営 | 1 地区(米子市他)実施 |
| 団体 営 | 2 地区(鳥取市)実施 |

平成 20 年度の実績

- 県 営 1 地区(米子市)実施
- 団体 営 2 地区(鳥取市)実施

●担当:農林水産部 耕地課 地域農業基盤室 電話 0857-26-7325

参考 URL

鳥取県耕地課の web サイトより
「ため池等整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41394>

有機・特別栽培農産物等総合支援事業

1 事業の目的・効果

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、平成 19 年 12 月に策定した「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的に PR していく。

2 事業内容

1. 認定・認証業務
 - ・ 有機農産物・特別栽培農産物の認定・認証業務
2. 技術開発と普及
 - ・ 有機実証モデル展示ほの設置
 - ・ 有機技術者育成研修会の開催(県職員研修)
 - ・ 有機・特裁農業推進塾の開催(年 4 回)
 - ・ 地域研究会の開催(県内 3 か所)
 - ・ 有機・特裁生産技術相談員バンク登録
 - ・ 有機・特裁生産技術支援事業補助金
3. 消費者 PR
 - ・ 講演会・シンポジウムの開催(年 1 回)
 - ・ 直売・イベントでの展示 PR
4. 販路開拓・情報発信
 - ・ 消費者交流・販売調査事業費補助金
 - ・ 電子掲示板開設
5. 事業推進
 - ・ 有機・特裁推進協議会の開催(年 1 回)
6. 江原道交流
 - ・ 韓国版環境農業調査(制度・流通・販売)

平成 20 年度の実績

○ 平成 20 年度鳥取県特別栽培農産物の認証

- ・ 187 団体(前年度:153 団体)
- ・ 808ha(前年度:699ha)
- ・ 主な認証品目(水稲、野菜 等)

○ テレビ、ラジオ、新聞の 3 媒体を利用した、メディアミックスによる制度 PR を実施

- ・ 民放 3 局(12 回/局 30 秒)9 月 26 日から 10 月 5 日まで
- ・ ラジオ(20 秒)、山陰放送(10 回)、FM山陰(10 回)9 月 26 日から 10 月 5 日まで
- ・ 新聞広告(全 5 段) 日本海新聞(1 回)

○ シンポジウム、研修会などで生産者、消費者へ PR、情報提供を実施

「鳥取県有機農業シンポジウム」

- ・平成 20 年 10 月 10 日(金)とりぎん文化会館
講師: 茨城大学農学部長 日本有機学会長 中島紀一 氏
三重県伊賀市谷農園 小倉和久 氏

「有機・特裁農業推進塾」

- ・第 1 回 平成 21 年 1 月 30 日(金) 静岡大学名誉教授 中井弘和 氏
県外事例発表者 3 名
- ・第 2 回 平成 21 年 3 月 3 日(火) 吉備路オーガニックワーク代表 香西達夫 氏
ほか 2 名

「地域研究会」

- ・有機実践農家、有機モデル実証展示ほの見学会、意見交換会
東部地区 4 回、中部地区 1 回、西部地区 2 回
※それぞれの会で有機・特別栽培農産物認証制度の紹介(パネル展示等)

●担当: 農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話 0857-26-7415

参考 URL

鳥取県生産振興課の web サイトより
「環境にやさしい農業の推進、農薬の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

農業資材適正使用推進対策事業

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する指導取締を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業内容

1. 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)
 - ・農薬の適正使用の指導、啓発
生産者等の農薬使用者に対して農薬取締法改正内容等の周知用パンフレットの作成
 - ・農薬販売店の届出事務
 - ・農薬販売店への立入検査
 - ・農薬適正使用推進研修の実施
指導者及び農薬使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令により規定される内容を周知するための研修会の開催
2. 肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等)
 - ・肥料販売業者、特殊肥料等の生産業者の届出事務
 - ・普通肥料の登録事務

平成 20 年度の実績

立入件数 112 件

参考 URL

鳥取県暮らしの安心推進課の web サイトより
「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

土壌保全対策技術確立事業

1 事業の背景・現状

<農業試験場>

1. 堆肥等の有機物施用量の減少、土壌実態を考慮しない一律な土壌管理土壌養分の過不足、地力低下等による収量・品質への影響や環境負荷の増大が懸念されている。
2. 土壌の実態及び変化を継続的にモニタリング調査により土壌実態の基礎データを得る。

この調査は全国で実施され、全国レベルでのとりまとめも行われており、農地保全の観点から全国的な土壌実態や土壌変化の把握にも活用されている。

<園芸試験場>

1. 近年集落排水処理施設から排出される汚泥を原料とした安価な農業用の資材が利用されており、地域資源有効利用の観点から今後利用が増加することも考えられる。

汚泥(排水処理後に残る泥)を原料とした農業用資材の施用が、土壌の化学性及び農産物に及ぼす影響について調査し、適切な施用方法について明らかにする。

2 事業内容

<農業試験場>

1. 土壌断面調査、土壌理化学性土壌断面調査、土壌理化学性分析、灌漑水水質、作物体成分、土壌・栽培管理状況調査(アンケート)

<園芸試験場>

1. 汚泥コンポスト(汚泥を発酵させたもの)と焼却灰(汚泥を燃やした後の灰)の適正施用量の策定
2. 汚泥コンポストと焼却灰の連用が土壌や農作物の重金属含量に及ぼす影響を明確化

平成 20 年度の実績

1 土壌機能モニタリング調査

肥料価格の高騰に対応するため、これまでの土壌調査データを基に、水稻作での土壌別のリン酸・加里の施用指針を提示した。

2 パソコンで閲覧可能な鳥取県耕地土壌図

昭和 20 年代から蓄積されてきた土壌分類調査データを財団法人日本土壌協会の協力でパソコンで閲覧可能なデータに加工した。これまでの紙による土壌地図情報に比べ土壌統群名までの詳細な表示が可能となった。

3 土壌炭素調査

全国調査結果から、地目別では草地、普通畑で土壌炭素含量が多いこと、土壌群別では泥炭土が高く、黒ボク土関係がそれに続き、砂丘未熟土が最も低い値を示すことが判明した。

4 水稻作における有機物連用試験

土壌変化について、有機物施用量が多くなるにつれ、作土の仮比重が小さく、全炭素含量が高くなるなどの違いを得た。

●担当:農林水産部 農業試験場 環境研究室 電話 0857-53-0721
" 園芸試験場 野菜研究室 電話 0858-37-4211

参考 URL

鳥取県農業試験場の web サイトより

「鳥取県農業試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/nogyoshiken/>

鳥取県園芸試験場の web サイトより

「園芸試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3721>

鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

1 背景

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業については、平成 13 年の土地改良法改正により、事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられた。このため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることが必要となった。

2 事業内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員 6 名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。

対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

取組状況

【平成 19 年度】

県 営 5 地区(米子市他)実施

団 体 営 7 地区(鳥取市他)実施

平成 20 年度の実績

○県 営 8 地区(大山町他)実施

○団 体 営 15 地区(鳥取市他)実施

●担当:農林水産部 耕地課 企画計画担当 電話 0857-26-7334

参考 URL

鳥取県の web サイトより

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/84ab9c9a8b2d598749256c6b000c56c3?OpenDocument>

3. 自然と人間との共生の確保

3.4 人と自然とのふれあいの確保

湖山池水辺環境整備事業（水辺空間整備）

1 事業の背景・現状・目的・効果・課題

【事業の背景・現状・目的】

湖山池周辺のコンクリート護岸が老朽化し、護岸がはらみ出し、土砂が池へ流出して護岸背面が陥没し、危険な状況であった。また、直立護岸のため、季節風による波しぶきが背後住家へ飛散する問題もあった。これらを改善するため、水辺に近づくことのできる親水性をもった緩傾斜護岸としての整備を行う。

【課題・効果】

湖山池については、行政と県民が一体となって自然環境を守るとともに生態系に配慮した環境の創出が求められている。

平成17年度から、桂見地区のなぎさ護岸整備により、安全に親水性を保つことができ、波しぶき問題の改善となっている。

2 事業内容

- ・護岸工（なぎさ護岸）付帯工 一式
- ・管理道路工 L=530m

平成19年度実績

護岸工（なぎさ護岸）L=70m

平成20年度の実績

- 護岸工（なぎさ護岸）L=70m
- 管理道路工 L=390m

●担当：県土整備部 河川課 計画係 電話 0857-26-7374

参考 URL

鳥取県河川課の web サイトより
「鳥取県県土整備部河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

湖山池水辺環境整備事業（回収船管理運営費）

1 事業の背景・現状・目的・効果・課題

【事業の背景・現状・目的】

1. 湖山池において、ヒシの繁茂が年々拡大しており、池内の水の循環が阻害されている。
2. 湖水が滞留するため、水質悪化が懸念される。

【課題・効果】

3. 4 人と自然とのふれあいの確保/とりネット/鳥取県公式サイト

1. 池内環境の改善

ゴミ・アオコ等を回収することで、池内の景観改善並びにアオコの腐敗による悪臭の防止を図る。

2. 池内の水の滞留防止

ヒシの繁茂により、池内の水が滞留するため、ヒシを除去することで水の循環をよくする。

2 事業内容

平成 14 年度に導入した小型回収船「みずすまし」により、池内で繁茂が著しい箇所を対象にヒシ回収を実施するとともに、発生したアオコ、ゴミを回収し、池内の環境・景観改善を図る。

- 回収船によるヒシ・アオコの回収 1 式

平成 19 年度実績

回収船によるヒシ・アオコの回収 1 式

平成 20 年度の実績

回収船等によるヒシ・アオコの回収 1 式

●担当: 県土整備部 河川課 計画係 電話 0857-26-7374

参考 URL

鳥取県河川課の web サイトより

「鳥取県県土整備部河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

花と緑のまちづくり支援事業

1 現状・課題

1. 県民の地域緑花意識の高揚や普及啓発を図るとともに、住民が主体となって行う花と緑による魅力ある地域づくりを推進する仕掛けづくりが必要である。
2. 地域緑花活動の取組が継続させ、広めていく方策の検討が必要である。

2 事業内容

1. 花と緑のまちづくりモデル地区(8 地区)において、地域が主体となって行う地域緑花活動に対し、県と市町村が連携して緑花技術講習や花苗提供などの支援を行う。
2. 地域緑花の普及啓発を図るための「花と緑のフェア」を支援する。
3. 県総合事務所において、地球温暖化防止につながる軒先緑化の実証展示を行う。
4. 第 26 回全国都市緑化フェア(平成 21 年 3 月 20 日～5 月 24 日岡山県で開催)に、鳥取県の展示を行う。

平成 20 年度の実績

1 花と緑のまちづくりモデル地区支援事業

地域が主体となって地域緑花活動を行うモデル地区(5 地区)を市町村が認定し、県はモデル地区の活動団体に対して花苗提供や先進地視察などの支援を行った。

2 花と緑のフェア

花と緑のフェアを開催し、都市緑化の普及啓発に努めた。

- 6月 中部地区花と緑のフェア 場所 東郷湖羽合臨海公園(湯梨浜町藤津地内)
- 10月 東部地区花と緑のフェア 場所 湖山池公園(鳥取市金沢地内)

3 軒先緑化の実証展示

地球温暖化防止につながる取り組みとして、各総合事務所において、ゴーヤ等による軒先緑化を行った。

4 第26回全国都市緑化おかやまフェアへの出展

平成21年3月20日から5月24日まで岡山県で開催された全国都市緑化おかやまフェアに、鳥取県のPRを行うため出展を行った。

出展テーマ 鳥取の至宝 鳥取砂丘と山陰海岸

●担当:生活環境部 公園自然課 緑地公園担当 電話 0857-26-7369

参考 URL

鳥取県公園自然課の web サイトより

「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

海岸環境整備事業

1 事業の目的

海岸の浸食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め、憩いの場所としてふさわしい海浜として整備するとともに、国土保全(沿岸住民の生命・財産を守る)と調和のとれた親水性のある施設として整備する必要がある。

2 事業内容

鳥取港海岸は古くから鳥取県東部の海水浴場として利用されてきたが、港湾計画の改訂に伴い漁港区が整備されることとなったため、西浜地区に親水性の高い階段海岸や離岸堤(潜堤)等を整備し、海洋性レクリエーション(海水浴、海辺の眺望、海辺での休憩等)に利用されることを目的とした海岸空間を整備中。

現在、海水浴等に利用しやすい海浜地等の安定を図るため、離岸堤(潜堤)を延伸中であり、夏の海水浴シーズン中に東端部において流水による砂浜の侵食等があるため、対策として護岸を整備。



鳥取港海岸 (西浜地区)

平成 20 年度の実績

離岸堤を延伸し、現在も継続実施中

●担当: 県土整備部 空港港湾課 港湾係 電話 0857-26-7380

参考 URL

鳥取県空港港湾課の web サイトより
「空港港湾課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

海岸侵食対策事業(空港港湾課)

1 事業の目的

住民の生命・財産を守るため海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜の創出や沿岸域の環境に配慮して整備を行う。

2 事業内容

赤碕港海岸(八橋地区)は護岸前面の海岸が侵食により、護岸倒壊の恐れや、海水浴場としての利用に支障があったことなどから、平成 6 年度から 3 基の離岸堤(潜堤)を整備中

現在 2 基の離岸堤(潜堤)が暫定断面で完成しており、残り 1 基の離岸堤(潜堤)についても平成 20 年度に暫定断面で完成する予定



赤碕港海岸(八橋地区)

平成 20 年度の実績

離岸堤を延伸し、事業完了

●担当: 県土整備部 空港港湾課 港湾係 電話 0857-26-7380

参考 URL

鳥取県空港港湾課の web サイトより
「空港港湾課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4. 1 美しい景観の保全と創造

景観行政費

1 事業の目的

景観法に基づく届出制度及び新景観形成条例に基づく制度の運用、その他景観形成施策の総合的な推進と自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、良好な景観の保全と創造に努める。

2 背景、現状、及び課題

景観形成条例の改正、景観計画の策定により景観法に基づく届出制度へ移行したことから、事務処理の流れや審査基準など制度の周知徹底が必要となっている。

3 事業の内容

1. 景観形成条例、景観計画の制度周知・運用
景観法に基づく届出制度へ移行し、平成 19 年 10 月 1 日以後に着手される行為について適用、基準に適合しない場合は勧告、公表、変更命令等の必要な措置を講じる等の行為規制を実施
2. 市町村の景観行政団体への移行
景観行政の中心的な役割を担う市町村が景観行政団体となり積極的に景観形成に取り組むよう移行促進を推進
3. 景観形成巡視員
無届行為の発見及び通報、景観上問題の届出済み行為の発見及び報告のため各市町村に景観形成巡視員を配置(鳥取、倉吉、米子市を除く市町村)
4. 景観行政研究会
景観形成に対する意識・技術の向上を図るため、景観行政上の共通課題について県、市町村担当者等が意見交換、共同研究のための研究会を開催
5. 景観アドバイザー派遣
県民、事業者等の行う景観形成活動に対して各分野の専門家である景観アドバイザーの助言、意見を求め、活動の活性化を図る。

平成 20 年度の実績

1 景観形成条例に基づく届出実績(計 89 件)

- 届出状況(81 件)
 - 建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更 — 14 件
 - 工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更 — 65 件
 - 鉱物の掘採又は土石の採取 — 1 件
 - 土地の形質変更 — 1 件
- 通知状況(8 件)
 - 建築物の新・増・改築、移転及び外観の変更 — 3 件
 - 工作物の新・増・改築、移転及び外観の変更 — 4 件
 - 土地の形質変更 — 1 件

2 景観形成巡視員の活動実績

- 配置人員 鳥取市、倉吉市、米子市を除く市町村に計 17 名配置

4. 1 美しい景観の保全と創造/とりネット/鳥取県公式サイト

- ・ 巡視状況 4 半期ごとに実施。報告書提出。

3 景観アドバイザーの派遣実績

- ・ 派遣回数(延べ人数)
 - 4 回(延べ 13 人)
- ・ 派遣内容
 - 景観形成巡視員研修会講師
 - 高欄改修に係る景観形成上の助言
 - 公営住宅整備事業に係る景観形成上の助言
 - 道路整備事業・広域漁港整備事業に係る景観形成上の助言

●担当:生活環境部 景観まちづくり課 景観づくり担当 電話 0857-26-7201

参考 URL

鳥取県景観まちづくり課の web サイトより
「鳥取県景観アドバイザー」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47452>

全国に誇るとつとりの景観再発見事業

1 事業の目的・効果

日常の風景の中で見過ごされている景観の価値を再認識し、県内外に PR することによって、地域における景観を活かしたまちづくり活動の活性化を図る。

2 事業内容

1. とっとり景観—地域生活百景—の選定
日常生活の中で地域を印象づける景観を公募し、現地審査等を行い選定する。
2. 景観資源の活用検討
関係他課と連携し、入選作品を地域の PR 等に活用する。

平成 20 年度の実績

1 とっとり地域生活百景の選定

- (1) 応募状況
応募数 90 点(東部 54、中部 19、西部 17) 応募者数 43 名
- (2) 選定点数
31 点(東部 16 点、中部 8 点、西部 7 点)
- (3) 表彰対象
15 点(最優秀賞 1 点、優秀賞 3 点、佳作 11 点)

2 展示活動

- (1) 開催回数 3 回(東部、中部、西部各 1 回)
- (2) 展示日程/会場
 - 東部 : 2 月 2 日~2 月 10 日 / とりぎん文化会館
 - 中部 : 2 月 12 日~2 月 19 日 / 倉吉未来中心
 - 西部 : 2 月 20 日~2 月 27 日 / 米子郵便局コミュニティルーム

参考 URL

鳥取県景観まちづくり課の web サイトより
「景観まちづくり課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>

景観まちづくり活動団体サポート事業

1 事業の目的・効果

地域の景観を活かしたまちづくり活動に取り組む住民団体に対する総合的な支援制度を創設し、活動の促進を図る。

2 事業内容

1. 活動団体の登録

県内で活動するまちづくり住民活動団体に登録してもらい、行政と団体に加え、団体同士が連携しやすい体制を整える。まちづくり活動に真摯に取り組む団体を広く紹介し、社会的にも団体を支援する。

2. 登録団体への支援

○ 登録団体交流会・研修会の開催

団体間の交流の場を提供し、団体相互の情報交換、協力関係を築く。

○ まちづくりコンシェルジュ(総合相談)による支援

活動団体の希望に応じて、行政職員(まちづくりコンシェルジュ)が出向き、必要な情報提供、活動の仲立ちなどの支援を行う

平成 20 年度の実績

1 景観まちづくり活動団体の登録

景観まちづくり活動団体と行政、団体相互が連携しやすい体制を整えるため、景観まちづくり活動団体の登録を推進

登録団体数: 26 団体

2 景観まちづくり活動団体へのサポート

(1) 意見交換会の開催

景観まちづくり活動団体相互の交流の場を提供し、互いに活動状況を知ることなどにより、まちづくり活動の活性化を図るため、意見交換会を開催

- ・ 日 時 平成 20 年 9 月 10 日 18 時 30 分～20 時 30 分
- ・ 会 場 加藤家住宅(鳥取市倭文)
- ・ 参加者数 11 人

(2) まちづくりコンシェルジュによる支援

県職員有志によって構成されるまちづくりコンシェルジュが景観まちづくり活動団体からの依頼に基づき、相談に応じ、または実地に支援。

- ・ まちづくりコンシェルジュ 19 人
- ・ 相談実績 河原まちづくりグループ、鳥取市中心市街地活性化協議会

4. 1 美しい景観の保全と創造/とりネット/鳥取県公式サイト

参考 URL

鳥取県景観まちづくり課の web サイトより

「景観まちづくり課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82839>

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4. 2 歴史的、文化的環境の保存と整備

倉吉打吹玉川重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業

1 事業内容

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている倉吉打吹玉川重要伝統的建造物群保存地区について、倉吉市の保存計画に基づいて行われる保存修理事業に対し助成

平成 20 年度の実績

倉吉市の保存計画に基づいて行われた保存修理事業に対し助成を行った。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 文化財係 電話 0857-26-7525

参考 URL

鳥取県教育委員会文化課の web サイトより

「とっとり文化財 NAVI」

<http://www.pref.tottori.jp/bunka/navi/index.php>

智頭町板井原伝統的建造物群保存地区保存整備事業

1 事業内容

県の伝統的建造物群保存地区に選定している智頭町板井原伝統的建造物群保存地区について、智頭町の保存計画に基づいて行われる保存修理事業に対し助成

平成 20 年度の実績

事業が行われなかったため、助成なし。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 文化財係 電話 0857-26-7525

参考 URL

鳥取県教育委員会文化課の web サイトより

「とっとり文化財 NAVI」

<http://www.pref.tottori.jp/bunka/navi/index.php>

史跡妻木晩田遺跡保存活用事業

1 背景・現状・目的

国史跡妻木晩田遺跡整備活用保存計画に基づき、遺跡の復元整備及び遺跡の解明のための発掘調査を実施

4. 2 歴史的、文化的環境の保存と整備/とりネット/鳥取県公式サイト

し、併せて弥生時代の暮らしを体験できる事業を行うなど、多くの人に活用してもらうための普及啓発活動を行う。

2 事業内容

1. 保存整備事業
基本計画に基づき、環境整備工事、復元建物の実施設計等を実施
2. 調査研究事業
遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施
3. 活用事業
各種体験事業やイベントを開催

平成 20 年度の実績

1 保存整備事業

妻木新山地区等に、竪穴住居や高床倉庫の復元建物を建設し、史跡景観の創造を行った。
そのほか、整地・植栽工事を実施し、遺構の風化防止措置等を行った。
また、ガイダンス施設の整備を進めるにあたり、建築に着手した。(完成は H21 年度中を予定)

2 調査研究事業

遺跡の全容を解明するための発掘調査を実施した。

3 活用事業

遺跡に親しんでもらうために、古代体験を始めとする遺跡を活用した体験事業を行った。

事業名	参加者数
むきばんだ弥生の森講座 春の自然を楽しもう	55 名
新緑まつり	1,500 名
むきばんだ春の親子写生会	33 名
むきばんだ弥生講座 土器づくりと野焼き	76 名
新涼考古学教室	108 名
妻木晩田親子考古学教室	12 名
むきばんだ夏の星座観察会	83 名
サンセットビューウィーク	122 名
秋麗まつり	900 名
むきばんだ弥生講座 かごづくり	20 名
お気楽♪弥生気分(古代体験)	1,528 名

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話 0857-26-7932

参考 URL

鳥取県教育委員会文化財課の web サイトより
「妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡について知りたいときは～妻木晩田遺跡～」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41862>

史跡青谷上寺地遺跡保存活用事業

1 背景・現状・目的

4. 2 歴史的、文化的環境の保存と整備/とりネット/鳥取県公式サイト

保存整備活用基本構想に基づき、史跡の整備活用基本計画を策定するとともに、発掘調査等を実施し基本計画に必要なデータを収集する。併せて、出土品の調査研究も行き、その成果を情報発信していく。

2 事業内容

1. 整備活用基本計画策定事業
保存整備活用基本構想に基づく、整備活用基本計画を策定
2. 発掘調査事業
発掘調査、遺跡周辺調査、埋蔵環境調査などを実施し、青谷上寺地遺跡の実態解明に必要なデータを収集
3. 出土品調査研究事業
出土品の調査研究、保存処理、レプリカ作成などを行い、活用を図るとともに情報発信も実施
4. 史跡指定地公有化事業
史跡を保存・整備・活用に資するため、指定地を平成 20 年度から 10 力年かけて公有化

平成 20 年度の実績

1 整備活用基本計画策定事業

国史跡青谷上寺地遺跡を恒久的に保護し、将来的な整備・活用について基本計画を策定するため、検討委員会を開催して検討を行った。(平成 21 年 6 月策定済み)

2 発掘調査事業

遺跡中心域西側の発掘調査(約 150m²)を行い、集落の景観を構成する主要な遺構である「木造構造物」が区画施設あるいは盛土造成の土留めとしての機能をもっていたこと、古墳時代前期に遺跡中心域が木造構造物を伴う造成によって拡張されたことを把握することができた。

3 出土品調査研究事業

- ・骨角器および金属器の再整理・データベース作成を行った。
- ・出土品を後世に引き継ぐため、木器、鉄器、骨角器などの保存処理を行った。
- ・実物展示が困難な出土品のレプリカを作成し、展示公開した。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話 0857-26-7932

参考 URL

鳥取県教育委員会文化財課の web サイトより

「妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡について知りたいときは～とっとり弥生の王国青谷上寺地遺跡～」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4271>

伝統芸能支援事業(地域民俗芸能再生事業・民俗芸能団体支援事業)

1 背景・現状・目的

県内には地域に根付いた多数の伝統芸能(民俗芸能)が伝えられているが、後継者不足や過疎化など、本来あるべき姿での活動を休止せざるを得ない状況にあるものも見られるため、後継者育成と保存伝承の支援を行い、地域の民俗芸能の保存伝承を図る。

2 事業内容

1. 地域民俗芸能再生事業
 - (1) 後継者育成に係る助成
 - (2) 子ども団体の用具購入、県外講演等に係る助成

4. 2 歴史的、文化的環境の保存と整備/とりネット/鳥取県公式サイト

2. 民俗芸能団体支援事業

(1) 民俗芸能連絡会の開催

平成 20 年度の実績

1 地域民俗芸能再生事業

民俗芸能の将来の担い手となる地域の若年層を対象とした、保存伝承活動等の団体活動を支援した。

演技指導 11 件 用具購入 1 件 県外公演 1 件

2 民俗芸能団体支援事業

平成 20 年 11 月に民俗芸能連絡会(仮称)設立準備会を開催し、民俗芸能連絡会の目的、活動内容、運営方法について各団体の意見を聞き、今後の設立に向けて意見聴取をすることができた。また併せて、各団体の保存伝承に向けた取り組みや問題等について情報交換を行い、団体間の連携に貢献できた。

東部:11 月 25 日(火)午後 7 時～8 時 20 分 鳥取県立生涯学習センター県民ふれあい会館小研修室 3

中部:11 月 27 日(木)午後 6 時 30 分～8 時 30 分 倉吉未来中心 セミナールーム 4

西部:11 月 23 日(日)午後 4 時 30 分～6 時 米子コンベンションセンター 第 7 会議室

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 文化財係 電話 0857-26-7525

参考 URL

鳥取県教育委員会文化課の web サイトより

「とっとり文化財 NAVI」

<http://www.pref.tottori.jp/bunka/navi/index.php>

中世城館保存活用事業

1 背景・現状・目的

県内に数多く存在する中世城館跡の中でも、鳥取県の中世を語る上で重要な位置を占める城跡について、史跡指定に向けた準備を進めるとともに、地元市町村と協力しながら中世城館について県民への普及啓発を図る。

2 事業内容

1. 調査事業

既存の調査成果を活用し、地元市町村と協力して補足調査を実施するなど、史跡指定に向けた準備を推進

2. 情報発信事業

地元市町村と協力して情報発信を行い普及・啓発を図る。その一環として、中世城館に関する講演会と現地見学会を開催

平成 20 年度の実績

○ 専門有識者および琴浦町・倉吉市教育委員会と中世城館の史跡指定に向けた現地調査・検討を進めた。

○ 第 4 回中世城館シンポジウム「平地につくられた城～伯耆地方にみる戦国時代の実像～」と琴浦町内の城館巡りを開催し、多くの方に中世城館の魅力を知っていただくことができた。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 文化財係 電話 0857-26-7525

参考 URL

鳥取県埋蔵文化財センターの web サイトより

「文化財専門職員による出前講座」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82826>

三徳山・大山歴史遺産調査事業

1 背景・現状・目的

鳥取県を代表する貴重な文化財の宝庫である三徳山と大山の歴史遺産(文化財)について、三朝町及び大山町が実施する調査・研究事業に対して支援と協力をを行い、その学術的価値を高めていく。

2 事業内容

学術調査への調査指導及び調査協力

1. 三徳山美術工芸品調査
2. 三徳山自然環境関連調査
3. 三徳山域内埋蔵文化財調査
4. 大山寺美術工芸品調査
5. 大山寺僧坊等埋蔵文化財調査

平成 20 年度の実績

三朝・大山両町が実施した発掘調査研究事業に対して支援を行った。

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話 0857-26-7937

参考 URL

鳥取県教育委員会文化財課の web サイトより

「文化財課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82388>

三徳山世界遺産登録推進事業

1 背景・現状・目的

世界遺産暫定一覧表記載資産候補として提案書を提出し、継続審議が妥当とされた「三徳山」について、三徳山の持つ顕著で普遍的な価値について、今まで十分とはいえなかった調査研究をすすめるとともに、その魅力を広く知ってもらうための情報発信を行い、世界遺産登録に向けた取組を推進する。

2 事業内容

世界遺産の観点に基づいた三徳山の調査研究と、その学術的な部分での魅力について認知度アップも目指した情報発信を実施

1. 調査研究事業

県及び三朝町で調査研究チームを立ち上げ、三徳山の総合的・広域的な調査研究を実施

2. 普及啓発事業

三徳山の学術的な魅力、調査研究によって得られた知見を講演会や説明会などを通じて積極的に情報発信、パンフレット等の刊行を実施

平成 20 年度の実績

三徳山の世界遺産登録に関して、国内暫定一覧追加記載のための審議が行われ、カテゴリⅡ に位置づけられた。

●担当：鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話 0857-26-7937

参考 URL

鳥取県中部総合事務所の web サイトより

「三徳山を世界遺産へ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24294>

池田家墓所整備活用事業

1 背景・現状・目的

史跡鳥取藩主池田家墓所の適切な保存とその活用を図り、県民の文化的向上に資する。

2 事業内容

(財)史跡鳥取藩主池田家墓所保存会が行う、墓所の保存整備及び管理活用に要する経費に対して助成

平成 20 年度の実績

1 墓所の監視及び清掃、現地案内等

ア 管理人 1 名を配置し、墓所の監視、清掃、来場者への案内等の実施

イ 墓所内立木の剪定及び草刈り等の管理

ウ その他

国府中学校有志による墓所内の清掃	平成 20 年 10 月 10 日(金)
------------------	----------------------

2 普及啓発・情報発信等

ア 燈籠会の開催

池田家墓所に親しんでもらうため、墓所に残る約 270 基の燈籠に一斉に明かりをともし燈籠会を実施した。

施 日	平成 20 年 9 月 27 日(土) 午後 6 時～8 時
来場者	約 500 名
内 容	・燈籠への灯入れ ・伝統芸能の奉納 宇倍神社麒麟獅子舞 仕舞

イ 写真コンクールの開催

池田家墓所の四季折々の魅力、表情を伝える写真コンクールを実施した。

作品数	出品…184 点 入賞…31 点(佳作を含む)
-----	-------------------------

3 保存整備事業(墓所保存修理工事)

墓所の文化財としての価値を損なうことなく、県民が優れた歴史的環境に接することができる場所とするために、平成 15 年度に作成した「史跡鳥取藩主池田家墓所保存整備計画」に基づき、次の箇所の復元及び修復工事ならびに調査を実施した。

4. 2 歴史的、文化的環境の保存と整備/とりネット/鳥取県公式サイト

工事内容	石工事(9代藩主齊訓墓ほか7基等)
	植栽工事(危険木伐採)
調査内容	光仲七男清弥墓の墓石解体、発掘調査
	経堂跡の発掘調査
	石垣下水路の発掘調査

●担当:鳥取県教育委員会 文化財課 歴史遺産室 電話 0857-26-7934

参考 URL

鳥取県教育委員会文化財課の web サイトより

「史跡鳥取藩主池田家墓所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82398>

「活かす・伝える」鳥取の建造物

1 事業の目的・効果

近代の建造物は、鳥取県の近代の歴史や背景を具現化して今に残す貴重な文化遺産である。先人たちが築いた近代化の足跡を消滅させないためにも、次世代へ伝える必要がある。

指定や登録を機に、まちづくりや地域活動の核として地域社会の活性化や文化の向上に資する。

2 事業内容

- 国・県指定文化財候補となる近代の建造物の詳細調査を3ヶ年で実施。
- 文化財登録推進に向け、市町村教育委員会に技術的支援を行う。
- これまでの調査結果をもとに、近代の建造物に関する普及冊子を刊行するとともに調査成果報告会・見学会等を開催する。

平成 20 年度の実績

- 1 詳細調査件の実施
 - 2 件の測量調査を行った。
- 2 登録文化財の新規登録に向けた市町村への技術支援
 - 江府町に対し、管理者への聞き取り、調書作成などに支援を行った。
 - 日南町に対し、所有者への聞き取り、図面作成、調書作成などを行った。
- 3 これまでの調査結果の還元
 - 近代建造物の普及冊子「鳥取県近代建造物－鳥取県の近代を支えた文化遺産－」を刊行。
 - 近代建造物バスツアー「まちの文化遺産をたずねて」を11月3日に実施。
 - 3月20日に、大山町所子地区で2件の調査成果報告会を実施した。

●担当:鳥取県教育委員会 文化課 文化財係 電話 0857-26-7525

参考 URL

鳥取県教育委員会文化課の web サイトより

「とっとり文化財 NAVI」

<http://www.pref.tottori.jp/bunka/navi/index.php>

4. 快適な環境・美しい景観の保全と創造

4.3 環境影響評価の推進

環境評価制度

1 目的

環境影響評価制度は、大規模な開発事業について、事業の実施が周辺の環境にどのような影響を与えるか、あらかじめ調査・予測・評価することにより環境への配慮がされた事業を実施するための制度であり、本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の概要

大規模開発事業の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

- (1) 大橋川改修事業環境調査の審査・検討
- (2) 鳥取県環境影響評価審査会の開催
 - ・ 方法書、準備書、評価書に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
 - ・ 方法書、準備書等の手続きについて、各 2 回鳥取県環境影響評価審査会の開催を予定

平成 20 年度の実績

環境影響評価制度に該当する、大規模な開発事業は行われなかった。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7876

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5. 1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

1 事業の目的

県民をあげて、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減に取り組むことにより、地球温暖化防止を図る。

2 背景、現状、課題

「環境先進県に向けた次世代プログラム」においては、エネルギー使用による二酸化炭素排出量だけでなく、新エネルギー利用や森林吸収を考慮して目標を設定した。

目標は、2010年度の県内の二酸化炭素排出量を、基準年(1990年)に比べて8%削減することだが、2006年度の実績は基準年に対し9.7%増加している。

県庁も二酸化炭素の排出削減に積極的に取り組むとともに、県民等への省エネ活動、アイドリングストップの普及啓発を図っている。

3 事業の概要

(1) わかりやすい温暖化防止活動の情報提供

県民等へわかりやすい省エネ、注意喚起の行動情報、二酸化炭素排出や温暖化の現状に関する情報などを提供し、二酸化炭素排出削減を呼びかけ、県民・事業者等の取組みの実践につなげていく。

1. 「環境先進県に向けた次世代プログラム」により具体的な行動内容や効果を提示
2. 地球温暖化注意報の発表
3. 省エネフォーラムの開催

(2) とっとり環境ネットワーク(二酸化炭素削減グループ)と連携した普及啓発

(3) 市町村との連携

市町村・県地球温暖化対策連絡会での情報交換等

(4) 関連する取組と一体となった普及啓発

環境教育、環境管理システム(ISO、TEAS)、アイドリングストップ、公共交通機関利用、レジ袋削減、省エネ家電普及など

平成20年度の実績

1 環境省が提唱する「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」にあわせて、鳥取県庁等での一斉消灯、とりぎん文化会館での関連イベントを実施した。

○ 日時：平成20年7月7日(月)

○ 関連イベントの内容:トリピーによる消灯のカウントダウン及びキャンドルナイト

2 地球温暖化を県民の皆さんに身近な問題として感じていただくため、温暖化防止のための具体的な行動を呼びかける広告を新聞紙面、ホームページに掲載した。

○ 第1回：平成20年7月6日(日)

○ 第2回：平成20年11月30日(日)

5. 1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減/とりネット/鳥取県公式サイト

- 3 平成 20 年 7 月の洞爺湖サミット開催にあわせて、県民の皆さんに省エネルギー、環境にやさしい住まいづくり等の情報提供を行い、これまでのライフスタイルや事業活動を見直していただき、温暖化防止の活動に取り組んでいただくきっかけをつくるとともに、鳥取環境大学の環境に関する研究活動を紹介するフォーラムを開催した。
○ 日時：平成 20 年 7 月 19 日(土)
○ 内容：講演、パネルディスカッション、情報発信及び体験(実験)コーナー
- 4 地球温暖化がもたらす影響やその防止につながる具体的な行動等を呼びかけるスポット広告を県内ケーブルテレビ 4 局にて情報発信した。
○ 6 回放送(8、10、11、12、1、3 月)
- 5 地球温暖化対策について、県外の先進的な取組を紹介するとともに、本県における枠組みづくりを県民、事業者等の皆さんと一緒に考えるため、シンポジウムを開催した。
○ 日時：平成 21 年 2 月 11 日(祝)
○ 内容：講演、パネルディスカッション

●担当:生活環境部 環境立県推進課 地球温暖化対策室 電話 0857-26-7895

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「地球温暖化対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17861>

アイドリングストップ推進事業

1 事業の目的

車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として定着させ、地球温暖化防止及び地域環境の保全に寄与する。

2 事業内容

○ アイドリングストップ「宣言者」、「推進事業所」の認証の推進

「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」及び認証制度について広く普及啓発し、より多くの宣言者及び推進事業所を認証する。

平成 20 年度の実績

平成 20 年度に新たに認証した数は宣言者が 1,639 人、事業所が 10 社・20 事業所・564 人であった。宣言者、事業所ともに制度の周知不足等により申請が伸び悩んだ。

	平成 19 年度末	平成 20 年度増加数	平成 20 年度末実績
宣言者数	9,270 人	1,639 人	10,909 人
事業所数	88 社・756 事業所 13,290 人	10 社・20 事業所 564 人	98 社・776 事業所 13,854 人
合計	22,560 人	2,203 人	24,763 人

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話 0857-26-7874, 7875

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「アイドリグストップの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232>

「アイドリグストップ推進事業者一覧」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41113>

ノーマイカー運動の推進

1 事業の目的・効果

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指している。

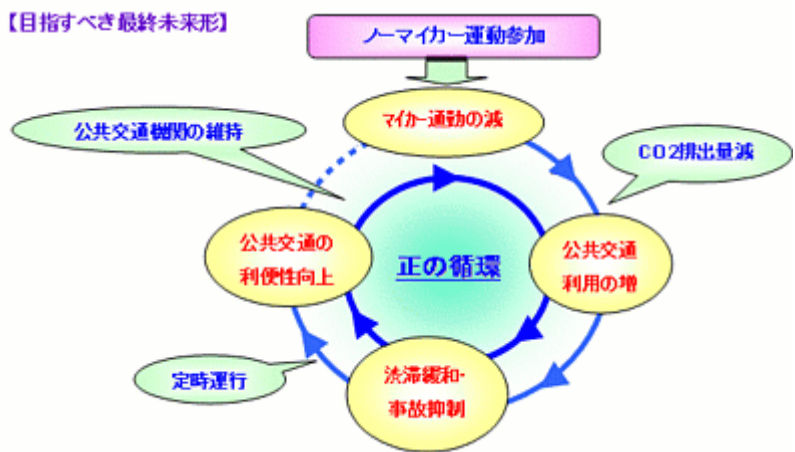
2 事業内容

平成 19 年 4 月より以下の支援策を設けて運動を実施

今後は、全県的な運動へ展開していくため、県内の市町村、企業に参加を呼びかけていく予定

(主な参加支援策)

1. 同一日実施ではなく、参加できる日に参加する手法に変更
2. ノーマイカー運動通勤手当の新設
3. ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
4. パークアンドライド駐車場情報の提供
(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)
5. 参加者が成果を実感できる参加実績データベースの新設
(削減された CO₂ 量を杉の木の本数に換算して表示
杉の木 : 50 年生 / CO₂ 年間吸収量 14kg/本)



平成 20 年度の実績

平成 11 年 9 月から全県的な取組みとして、毎月第 1、第 3 水曜日をノーマイカーデーとして運動を実施してきたが、ノーマイカー運動を一層推進するため県職員によるノーマイカー運動の見直し及び新たな仕組づくりを行い、新たな形態で平成 19 年 4 月よりスタートし、平成 20 年度の取組実績は以下のとおりであった。

5. 1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減/とりネット/鳥取県公式サイト

【平成 20 年度年間実績(平成 20 年 4 月～21 年 3 月)】

- 年間参加人数 : 685 人(延べ参加回数は 6,428 回 ※1 往復を 1 回として計算)
- 二酸化炭素削減量 : 37.99 トン(体積換算で 1,933 リットル⇒25m プール 48 個分相当)
⇒杉の木 2,713 本、森林面積 30,391m²が 1 年間に吸収する二酸化炭素量に相当

●担当:企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話 0857-26-7099

参考 URL

鳥取県交通政策課の web サイトより

「ノーマイカーデーの取組み」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11148>

環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

1 事業内容

公共交通機関の利用促進による公共交通手段の維持・確保、自家用自動車からの二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の緩和、事故の抑制等を目指し、公共交通機関の利用に積極的に取り組む企業を知事が認定

- 平成 20 年 3 月末時点認定企業(事業所)数:49 社(事業所)

(主な取組内容)

1.ノーマイカーデーの実施

2.出張時の公共交通機関の利用 等

今後は、ノーマイカー運動の推進と歩調を合わせ、県内企業による公共交通機関の一層の利用促進に向けて、積極的に本制度の PR を実施

平成 20 年度の実績

県内において公共交通機関の利用促進に積極的に取り組んでいる企業、または取り組もうとする企業を認定し、PR することにより、公共交通機関の利用促進に対する県民及び県内企業の意識向上を図っている。

- 認定事業所数(平成 21 年 3 月末現在): 37 事業所

●担当:企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話 0857-26-7099

参考 URL

鳥取県交通政策課の web サイトより

「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11149>

環境にやさしい住まい推進事業

1 事業の目的

環境への負荷の低減に配慮した住まいづくりの推進

2 背景、現状、及び課題

5. 1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減/とりネット/鳥取県公式サイト

1. 建築物の環境負荷を低減することを目的として、平成 14 年に建築物の環境性能を客観的な指標で示すことができる「建築物環境性能評価システム(通称 CASBEE)」が開発された。
2. 平成 17 年 4 月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、住宅の省エネルギー性能の向上に係る対策として、CASBEE の普及が位置付けられた。
3. 大阪府、京都府、兵庫県等では環境保全を目的として建築物への CASBEE 活用を推進しているが、鳥取県においてはまだ活用事例がない。
4. 平成 19 年度に鳥取県 CASBEE 活用検討会を組織し、鳥取県への CASBEE の導入についての検討を開始した。

3 事業の内容

県内の住宅等への CASBEE の活用・普及を図る。

1. CASBEE 講習会の開催
2. CASBEE の活用検討会の開催

平成 20 年度の実績

地球温暖化防止対策の一環として、平成 14 年に開発された「建築物総合環境性能評価システム(通称キャスビー)」の本県への導入に向けて、検討会を 4 回、建築関係業者を対象にした講習会を 1 回開催した。

●担当:生活環境部 住宅政策課 企画担当 電話 0857-26-7408

参考 URL

住宅政策課の web サイトより
「鳥取県住まい情報館」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5.2 自然エネルギーの導入

自然エネルギーの導入促進

1 目的

自然エネルギー（太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など）の導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止を図る。

2 現状

平成15年度～19年度の実績は、大型風力発電の設置が進み、7万7千kWの導入が見込まれている。新しい分野であるバイオディーゼル燃料(BDF)の利用、木質ストーブの普及など、引き続き、率先導入、普及啓発、導入支援等を行う。

3 事業の概要

(1) 率先導入と普及啓発

1. ペレットボイラー（食肉衛生検査所）、ペレットストーブ5台、ハイブリッド型街路灯1基の導入
2. バイオディーゼル燃料の維持作業車等での利用
3. 木質バイオマス、太陽光発電などの普及啓発

(2) 補助金等による導入支援

1. 地域と一体となってバイオディーゼル燃料普及に取り組む団体への補助金
2. 市町村交付金

個人及び非営利団体が行う自然エネルギーの導入に対する助成に要する経費及び学校への自然エネルギー導入に要する経費について、市町村交付金により支援

(3) その他

1. 県庁関係部局によるワーキンググループでの情報交換など

平成20年度の実績

1 率先導入と普及啓発

- 食肉衛生検査所にペレットボイラーを設置した。
- 県立学校にペレットストーブ5台を設置した。
設置場所：鳥取湖陵高校、倉吉東高校、倉吉養護学校、米子白鳳高校(2台)
- 鳥取商業高校にハイブリッド型街路灯1基を設置した。

2 補助金等による導入支援

- 太陽光発電等の自然エネルギーを設置する個人への助成及び市町村立学校への導入を行う市町村に対し、市町村交付金による支援を行った。
※対象市町村：鳥取市、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日南町
- バイオディーゼル燃料(BDF)の導入・利用に取り組み、地域でのネットワーク化を図る団体を支援した。

●担当：生活環境部 環境立県推進課 地球温暖化対策室 電話 0857-26-7895

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「自然エネルギー推進施策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17856>

自然エネルギー導入促進事業

1 目的

県営住宅への自然エネルギーの活用促進

2 事業内容

【平成 19 年度】

県営住宅三柳団地Ⅱ期建替え工事に伴い、太陽光発電外灯の設置工事に着手

【平成 20 年度】

県営住宅三柳団地Ⅱ期建替え工事に伴い、太陽光発電外灯設置工事完成

平成 20 年度の実績

県営住宅三柳団地Ⅱ期建替え工事の完成に伴い、太陽光・風力発電外灯の設置が完了した。

●担当:生活環境部 住宅政策課 計画担当 電話 0857-26-7412

参考 URL

鳥取県住宅政策課の web サイトより

「住宅政策課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進

酸性雨調査事業

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

2 背景、現状、及び課題

1. 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
2. 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の内容

1. 酸性雨モニタリング
県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。
(1)調査地点：鳥取保健所(鳥取市)、氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)
2. 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査
長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)
(1)調査地点：大山地内
(2)平成20年度調査内容：樹木衰退度調査、森林総合調査及び土壌調査

平成20年度の実績

県内の酸性雨の実態を把握するため、3地点において調査を実施した。その結果、降水の酸性度(pH)の年平均値は4.53~4.69であり、全国並みの値であった。

【調査地点】

鳥取保健所(鳥取市)、氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)

●担当：生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話 0857-26-7206

参考 URL

鳥取県水・大気環境課の web サイトより

「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

黄砂と微小粒子状物質の実態把握に関する調査研究

1 事業の目的・効果

- ・県民の黄砂に対する予防行動の推進

5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

- 微小粒子状物質による健康影響把握のために活用
- 平成 19 年 10 月に開催された北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットの環境交流宣言において、黄砂による各種影響の軽減について情報交換等を行うこととしており、この調査研究で得られた成果を活用する予定

2 事業内容

1. 広域的な実態把握
 - 観測地点の拡充
現状：2ヶ所(中部・西部)⇒ 3ヶ所(東部を追加)
2. 微小粒子状物質の健康影響
 - 黄砂観測日に加え、毎月の観測実施・粒径別に採取し化学成分及び付着微生物類(主にカビ類)を測定
3. 2.5 マイクロメートル以下の質量濃度測定

平成 20 年度の実績

- 1 広域実態の把握とその成分濃度
東中西部の 3 地点同時採取した日では、質量濃度に大きな差は見られないものの、成分濃度については、田園地域である中部(湯梨浜)と都市部である東西部域では、濃度にやや差が見られた。なお、黄砂の飛来がほとんどなかったことから(08 年は 1 回)、黄砂観測日の違いについては、確認出来なかった。
- 2 微小粒子状物質の健康影響
以前に採取した黄砂観測日の検体で培養したところ、非黄砂観測日のサンプルと比べて、コロニーの生育が多く見られた。その種については、調査しているところ。
- 3 PM2.5 サンプラーによる重量濃度測定
サンプル数が十分ではなく、明瞭ではないが、夏場にかけて少し高くなる傾向が見られた。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話 0858-35-5414

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより
「地球環境と地域影響に関する調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72222>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5. 4 国際連携の推進

北東アジア環境保護期間実務者協議会参加事業

1 事業の目的

2007年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものとするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

2 「環境交流宣言」の概要

1. 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
2. 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
3. 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
 - ・ 砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
 - ・ ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
 - ・ 渡り鳥など広域的な生態系の保全
 - ・ 海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

3 北東アジア環境保護機関実務者協議会の設立

砂漠化の防止、黄砂の影響軽減など、情報の共有や共同調査・研究に向けた実務者協議会を、今年度「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の開催地であるロシア沿海地方において設立する予定。

平成 20 年度の実績

平成 20 年 8 月に開催された「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット実務代表者会議」において、「北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」を各地域合意のもとに発足。具体的な活動組織として、次の 3 部会を設置した。

- 「砂漠化防止・黄砂部会(鳥取県担当)」
- 「ラムサール・渡り鳥部会(韓国江原道担当)」
- 「水産部会(担当地域未定)」

【構成】

日本国鳥取県、韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7876

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「国際的な連携」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17853>

第5回鳥取県・江原道環境衛生学会

1 事業の目的・効果

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させることを目的とする。

2 事業内容

開催月：平成20年9月(詳細未定)

場 所：鳥取県衛生環境研究所

参加者：約100名を予定

- ・基調講演
- ・調査研究発表
環境分野鳥取県、江原道が1題ずつ
衛生分野鳥取県、江原道が1題ずつ
- ・総合討論、学会まとめ
- ・共同研究に係る協議

平成20年度の実績

実績なし。(本学会は平成17～20年度未開催。)

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話 0858-35-5411

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

6. 共通的・基盤的施策の推進

6.1 共通的・基盤的施策の推進

公害苦情相談窓口の設置

1 背景及び現状

1. 身近な公害問題で困ったときのために、県内の各市町村及び東・中・西総合事務所生活環境局に公害苦情相談窓口を設置している。当窓口では、公害苦情の相談に対して、現地調査を行ったり、関係機関と連絡をとったり、発生源に対する指導・助言を行ったりして苦情処理を行っている。
2. 公害苦情の現況把握は、国の行政委員会である公害等調整委員会により、毎年度全国規模で行われている。本県においても、各市町村及び東・中・西総合事務所生活環境局において対応した公害苦情相談を、種類・場所・発生時期等についてとりまとめている。
(平成 18 年度 公害苦情相談件数 246 件)

2 事業の内容

1. 公害苦情相談窓口の設置(各市町村、東・中・西総合事務所生活環境局)
2. 公害苦情相談のとりまとめ

平成 20 年度の実績

【公害苦情件数の状況】

- 相談件数 421 件(前年度比 112%(47 件増加))
- 内訳[典型 7 公害 271 件、典型 7 公害以外 150 件]
- 典型 7 公害のうち、件数が最も多かった公害苦情は水質汚濁の 104 件であり、増減が最も大きかった公害は水質汚濁の 35 件増加であった。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより

「苦情相談窓口の設置」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?itemid=89649#itemid89649>

公害紛争処理制度

1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適正な解決を図る。

2 背景及び現状

1. 公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を 13 名委嘱している。

6. 1 共通的・基盤的施策の推進/とりネット/鳥取県公式サイト

2. 公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれない時の対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会を設置し、公害紛争の解決を図っている。

3 事業の内容

1. 公害審査委員候補者の委嘱
2. あっせん・調停・仲裁を行う公害審査会の設置

平成 20 年度の実績

平成 20 年度申請件数なし

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話 0857-26-7205

参考 URL

鳥取県環境立県推進課の web サイトより
「公害紛争処理制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

公営住宅ストック総合改善事業

1 目的

老朽化した県営住宅ストックについて、改善事業による更新で建物を長寿命化し、建設に伴う環境負荷とライフサイクルコストの低減を図る。

2 事業内容

【平成 19 年度】

1. 県営住宅米田団地、永江団地(I 期工事)工事完成
2. 末恒第一団地、ひばりヶ丘団地、和田団地の全面住戸改善工事を着手

【平成 20 年度】

1. 末恒第一団地、ひばりヶ丘団地、和田団地の全面住戸改善工事完成
2. 永江団地(II 期工事)の実施設計

平成 20 年度の実績

- (1) 県営住宅末恒第一団地(I 期)、ひばりが丘団地(I 期)、和田団地(II 期)の全面住戸改善工事が完成した。
- (2) 県営住宅米田団地(III 期)の全面住戸改善工事に着手した。

●担当:生活環境部 住宅政策課 計画担当 電話 0857-26-7412

参考 URL

鳥取県住宅政策課の web サイトより
「住宅政策課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

ISO17025認定維持及び精度管理事業

1 事業の目的・効果

衛生環境研究所では、試験検査の信頼性を向上させるために平成 18 年 3 月に取得した、試験所認定の国際標準規格である「ISO/IEC17025」の維持を継続し、行政検査における信頼性の向上を図る。

(目的)

1. 検査業務における技術的な信頼性の確保システムを継続することにより、検査体制の維持及び検査精度の向上を図る。
2. 衛生環境研究所は検査機関であるとともに、他の検査機関を指導する立場にある技術的中核的機関であり継続して検査精度の確保を図る。

(効果)

1. 国際標準に対応した検査機関としての認定を維持することにより、検査結果証明書の品質が保証され、県民及び他の試験検査機関から信頼される。
2. 行政検査精度を向上することにより、民間事業者へ正当な不利益処分を行う際に、行政サイドからの成績書の信頼性を確保する。

2 事業内容

1. ISO17025 認定維持

平成 17 年度に取得した試験所認定の国際規格 ISO17025 の維持を継続し、行政検査における信頼性の向上を図る。

2. 精度管理事業

県が行政検査を委託する民間の検査機関の検査精度の向上を図ることを目的に、次のテスト検査を行う。

- (1) 海水浴場等の水質検査
- (2) 水道水の水質検査

平成 20 年度の実績

- 平成 17 年度に取得した試験所認定の国際規格 ISO17025 の登録を維持するために審査機関による定期審査を受審し、登録維持可能と判定された。
- 行政検査業務を受託する民間検査機関及びその他県内民間検査機関の検査精度管理を行った。
 - ・ 精度管理連絡会議の開催
 - ・ 水質検査精度管理試験の実施

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話 0858-35-5411

参考 URL

鳥取県衛生環境研究所の web サイトより

「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

鳥取県環境行政史表			
西暦	年号	鳥取県の動向	国の動向
1897	明 30		・ 足尾銅山鉱毒事件
1953	昭 28	・ 鳥取市公共下水道事業着手	
1955	昭 30	・ 小鴨鉱山で日本最初のウラン鉱床発見 ・ 人形峠でウラン鉱発見	
1956	昭 31	・ 美保基地拡張反対同盟結成	・ 水俣病第 1 号患者の発生報告
1960	昭 35		・ 四日市ぜんそく問題表面化
1962	昭 37		・ 「沈黙の春」(レイチェル・カーソン著)
1964	昭 39	・ 中海干拓の島根・鳥取両県協定成立	
1965	昭 40	・ 鳥取市本町で水準点測定実施(～45 年)	・ 新潟水俣病の問題表面化
1966	昭 41	・ 中海地区新産業都市に指定 ・ 三洋電機鳥取進出決定	
1967	昭 42	・ 鳥取空港開港、鳥取・東京間航空路開設	・ 公害対策基本法制定
1968	昭 43	・ 日野川工業用水道完成	・ 騒音規制法制定 ・ イタイイタイ病原因報告
1969	昭 44	・ 「鳥取県公害防止条例」制定 ・ 鳥取県公害対策審議会設置 ・ 米子市公共下水道事業(内浜処理場)着手	
1970	昭 45	・ 県庁厚生部に公害係を設置、9 月に環境保全係として新設	・ 「第 64 回国会」にて公害関連 14 法案制定(改正)
1971	昭 46	・ 厚生部に自然保護を新設 ・ 岩美鉱山、百谷鉱山閉山	・ 環境庁設置 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「悪臭防止法」制定
1972	昭 47	・ 「鳥取県の自然と生活環境」発刊	・ 「自然環境保全法」制定
1973	昭 48	・ 「鳥取県自然環境保全条例」制定 ・ 天神川流域下水道事業着手	・ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」制定、第 1 次オイルショック
1975	昭 50	・ 「第 1 次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定	・ 「複合汚染」有吉佐和子著 ・ 豊島産廃問題発生
1976	昭 51	・ 美保基地滑走路使用に地元同意	・ 「振動規制法」制定
1977	昭 52	・ 米子旗ヶ崎工業用地造成完成 ・ 「鳥取県し尿浄化槽指導要綱」策定	
1978	昭 53	・ 本年から「鳥取県の環境白書」となる。	・ 第 2 次オイルショック
1982	昭 57	・ 「第 2 次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定	
1983	昭 58	・ 「中海水質管理計画」策定	
1984	昭 59		・ 「湖沼水質保全特別措置法」制定
1985	昭 60	・ 「全国名水百選」に天の真名井(淀江町)が選ばれる	
1987	昭 62	・ 公害防除特別土地改良事業着手(小田川流域)	・ 総合保養地域整備法(リゾート法)制定
1988	昭 63	・ ウラン残土問題表面化	・ 「オゾン層保護法」制定
1990	平 2	・ 「中海に係る湖沼水質保全計画」策定	・ 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」制定 ・ 「地球温暖化防止行動計画」策定
1991	平 3	・ 「湖山池水質管理計画」策定 ・ 「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」策定	・ 「資源の有効な利用に関する法律」制定

1992	平 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 ・中海の県境決定、全県公園化推進本部発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定
1993	平 5	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県景観形成条例」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本法」制定 ・「環境にやさしい企業行動指針」策定
1994	平 6	<ul style="list-style-type: none"> ・「中海に係る第2期湖沼水質保全計画」策定 ・「財団法人鳥取県環境管理事業センター」発足、全県公園化週間実施 ・「鳥取県環境の保全及び創造に関する条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」策定
1995	平 7		<ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装リサイクル法」制定
1996	平 8	<ul style="list-style-type: none"> ・米子・境港市長、中海干拓に反対を表明 ・「鳥取県環境の美化の促進に関する条例」制定、美保空港滑走路 2,000m 延長 	
1997	平 9	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4次鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 ・「とっとりアジェンダ 21」策定 ・「環日本海圏地方政府環境分野学術研究者会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境影響評価法」制定 ・地球温暖化防止京都会議開催
1998	平 10	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県環境影響評価条例」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 ・「家電リサイクル法」制定 ・「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」公表
1999	平 11	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境にやさしい県庁率先行動計画」策定 ・「鳥取県環境基本計画」策定 ・「鳥取県地球温暖化防止推進計画」策定 ・鳥取環境大学設立認可 ・片山知事「ISO14001 認証取得」宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定 ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定
2000	平 12	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県循環型社会推進本部」設立 ・「環日本海こども環境サミット」開催 ・「鳥取県庁知事部局 ISO14001 認証取得」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装リサイクル法」全面施行 ・「グリーン購入法」公布 ・「環境省」発足 ・「グリーン購入基本方針」閣議決定 ・「第1回21世紀環の国づくり会議」開催
2001	平 13	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取環境大学」開学 ・「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」施行 ・「鳥取県産業廃棄物処理計画」策定 ・「鳥取県グリーン購入基本方針」策定 ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」制定 ・「TEAS」創設 ・「湖山池水質管理計画(第2期)」策定 ・「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省発足「家電リサイクル法」施行 ・「グリーン購入法」全面施行 ・「食品リサイクル法」施行 ・「建設リサイクル法」一部施行 ・「フロン回収破壊法」公布、一部施行 ・「PCB 廃棄物適正処理推進特別措置法」公布、一部施行 ・「土壌汚染対策法案」閣議決定 ・「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定
2002	平 14	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県衛生環境研究所」開所 ・「鳥取県産業廃棄物処分場税」制定 ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「PRTR 法」施行 ・「土壌汚染対策法」公布 ・「建設リサイクル法」全面施行 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布、一部施行 ・「自動車リサイクル法」公布 ・「フロン回収破壊法」全面施行 ・「土壌汚染対策法」施行
2003	平 15	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県産業廃棄物処分場税」導入 ・「森林環境保全税」公表・「県税条例」可決 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を

			改正する法律」公布・施行
2004	平 16	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市でエコアジア(アジア太平洋環境会議) 2004 開催 ・「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」制定 ・「鳥取県環境基本計画」の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布・一部施行 ・「自動車リサイクル法」が全面施行
2005	平 17	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり環境ネットワークが発足 ・「鳥取県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整などに関する条例」施行 ・「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例」施行 ・中海がラムサール条約登録を受ける ・「地球温暖化防止に向けたアクションプログラム」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H17.2.16 京都議定書発効 ・「アスベスト新法」成立
2006	平 18	<ul style="list-style-type: none"> ・小池環境大臣(当時)を招聘して、環境フォーラム開催(とっとり環境ネットワーク、県共催) ・県庁公用バスによる BDF の試験運行実施(特に問題なし) ・「鳥取県廃棄物処理計画(第 6 次)」策定 ・「東郷池水質管理計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「容器リサイクル法」改正 ・「省エネルギー法」改正
2007	平 19	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア環境子ども交流事業を実施 ・第 12 回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットを開催し、「環境交流宣言」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フロン回収破壊法」一部改正 ・気象変動に関する政府間パネル(IPCC)第 4 次評価報告公表 ・「美しい星 50」を G8 サミットで提案